


山形県内の市町村向け 総合評価実施 マニュアル



総合評価は、地域における社会
資本整備と建設業界の健全な
発展に貢献します。



平成 22 年 8 月

はじめに

公共工事は、購入時に品質を確認できる物品の購入と異なり、施工者の技術力等により品質が左右されます。このため、適切な監督・検査等の実施により品質を確保することはもとより、発注段階においても、個々の工事の内容に応じて、適切な技術力を持つ企業を選定する必要があります。

しかしながら、公共投資が減少している中で、価格競争が激化し、ダンピング受注の発生や不良工事の発生など、公共工事の品質の低下について懸念が高まっております。

このような背景を踏まえ、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」が平成 17 年 4 月 1 日より施行されました。本法律では、公共工事の品質は、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素をも考慮し、価格と品質が総合的に優れた内容の契約がなされることにより、確保されなければならないと規定されております。

更に、本県では、全国に先駆けて、「山形県公共調達基本条例」を平成 20 年 7 月 18 日より施行し建設工事のみならず物品購入や業務委託など、県が行う全ての調達を対象として、品質と価格の適正確保を目指しております。また、本条例では、健全な建設業者等の育成は県民経済の健全な発展に重要であることを踏まえ、企業活動を適切に評価し、入札及び契約に反映していくこと等を基本理念に掲げています。

本県としては、法及び条例の目的を具現化するため、企業の技術力や地域貢献などの価格以外の要素と価格とを総合的に評価して落札者を選定する方式として、総合評価落札方式を位置付け、県はもとより市町村においても、その普及を促進してきたところです。

しかしながら、平成 22 年 6 月時点で、総合評価落札方式を導入している市町村は、35 市町村中 10 市町村に留まっております。導入が進まない理由として、入札・契約手続きにおける事務負担増等により、現行の人員体制では対応が困難などの課題が挙げられているところです。

このようなことから、市町村において総合評価落札方式を導入する際の手助けとなるよう、総合評価落札方式の意義や手続き、県内市町村における取組み事例などを、「山形県内の市町村向け総合評価実施マニュアル」としてとりまとめました。県と市町村が一体となって、総合評価落札方式を普及・拡大することで、県内公共工事の品質確保をより一層促進し、県民の安全・安心を支える良質な県土づくりに努めてまいりたいと考えております。

平成 22 年 8 月

山形県県土整備部長 鹿野 正人

目 次

1. 総合評価落札方式の導入の意義	2
・総合評価落札方式のメリットは何ですか。	2
・総合評価落札方式を導入すると過重な事務量が発生しませんか。	3
2. 総合評価落札方式の導入の背景	4
・品確法とは何ですか。	
品確法ができた背景やそのねらいは何ですか。	4
・品確法のポイントは何ですか。	5
・品確法に基づき市町村の発注者は何をしなければならないのですか。	6
3. 総合評価落札方式とは	7
・総合評価落札方式とは何ですか。	7
・市町村に適した総合評価落札方式のタイプとしてどのようなものがありますか。	8
・市町村はどのタイプで行えば良いですか。	9
・総合評価落札方式を行う場合には、価格競争を行う場合と比較して どのような手続きが必要となりますか。	12
・学識経験者の意見聴取はなぜ必要なのですか。	14
・学識経験者はどのような人が良いですか。	14
4. 総合評価落札方式の活用方法	15
・簡易Ⅰ型・簡易Ⅱ型はどのような手順で進めますか。	15
・評価方法にはどのような方法がありますか。	18
・総合評価落札方式では最低制限価格を適用できないのですか。	19
・低入札価格調査制度とは、どのようなものですか。	19
・入札公告や入札説明書には何を書けば良いのですか。	21
・簡易型の評価項目・評価基準にはどのようなものがありますか。	23
・落札者を決定するための判定はどのようにするのですか。	26
・落札者決定又は契約締結の後にすべきことは何がありますか。	27
・評価内容の履行確保とペナルティはどのようにするのですか。	28
【資料編】	
1. 市町村の総合評価落札方式実施状況	29
2. (簡易Ⅰ型) 施工計画と品質管理の評価項目と技術配点の参考例	31
3. 飯豊町(簡易Ⅰ型・簡易Ⅱ型)	35
4. 上山市(一般競争入札, 簡易Ⅰ型・簡易Ⅱ型)	55

総合評価落札方式のメリットは何ですか。

公共投資が減少している中で、価格競争が激化し、著しい低価格による入札の増加や、技術的能力が高くない建設業者の施工により、公共工事の品質の低下を招くことが懸念されています。

- 品質の低下は、
- ・ 想定している年数より早く壊れる
 - ・ 外観的に見た目が悪い

などが懸念され、余分な維持補修や作り直しにより、余計な投資が必要となります。

このため、発注者が建設業者の技術的能力を適切に審査し、価格と品質が総合的に優れた調達を実現することが必要です。この基本的な理念を具体化するものが、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」(以下「品確法」という。)に位置づけられた総合評価落札方式です。

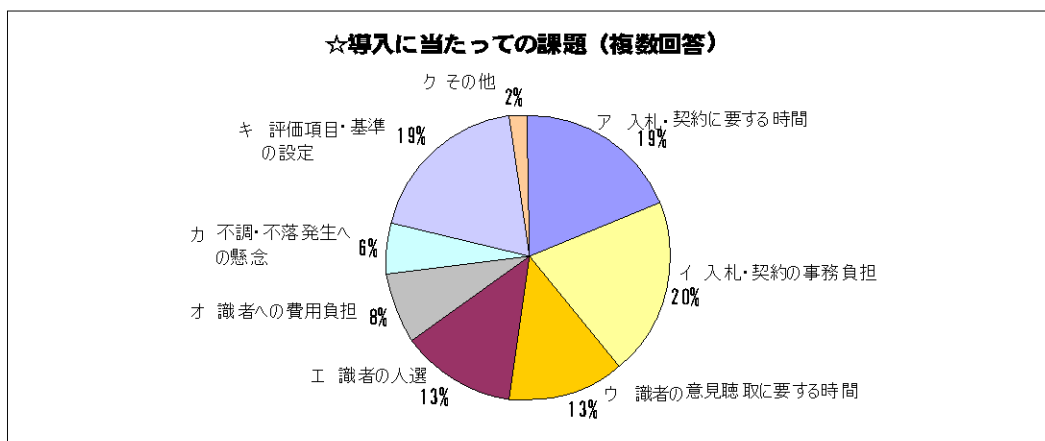
総合評価落札方式には次の5つのメリットがあり、これにより、高い技術的能力と地域の発展に対する強い意欲を持つ建設業者が成長できる環境が整備されます。

- ①価格と品質が総合的に優れた調達により、優良な社会資本整備を行うことができます。
- ②必要な技術的能力を有する建設業者のみが競争に参加することにより、ダンピングの防止、不良・不適格業者の排除ができます。
- ③技術的能力を審査することにより、建設業者の技術力向上に対する意欲を高め、建設業者の育成に貢献します。
- ④価格と品質の二つの基準で業者を選定することから、談合防止に一定の効果が期待できます。
- ⑤総合評価落札方式の活用により、地域の建設業者の役割を適切に評価することも可能となり、一般競争入札の導入・拡大を進めやすくなることから透明性の確保が図れ、納税者の理解を促進します。

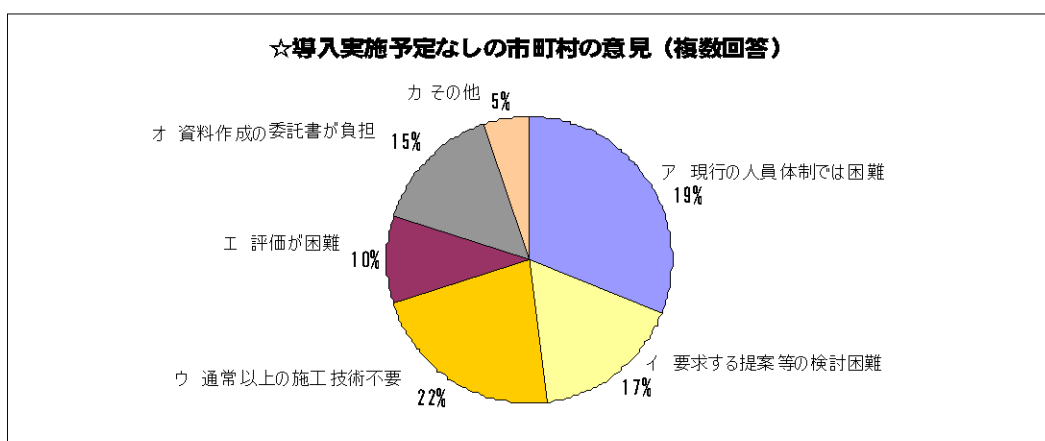
総合評価落札方式を導入すると過重な事務量が発生しませんか。

技術的な工夫の余地の大きいトンネル・ダムや橋梁新設工事等では、技術提案を求める総合評価落札方式を行う必要がありますが、技術的な工夫の余地が小さい一般的な工事では「簡易Ⅰ型・簡易Ⅱ型方式」で行うことができます。この方式は、価格競争方式において競争参加資格を確認する際に、業者に求めている企業の施工実績や工事成績等の情報を活用したり、簡易な施工計画、品質管理の評価で落札者を選定しますので、基本的な入札関係事務の流れは価格競争方式の場合と大きな違いはなく、手続きを進める上で過重な事務量が発生することはありません。

県内市町村に対するアンケート調査結果（H21年6月）より



設 問	回答数
ア 入札・契約手続きに要する時間	9
イ 入札・契約手続きにおける事務負担	10
ウ 学識経験者の意見聴取に要する時間	6
エ 学識経験者の人選	6
オ 学識経験者への報償費等の負担	4
カ 不発・不調の発生が多くなる懸念	3
キ 不適切な評価項目及び評価基準の設定	9
ク その他	1



設 問	回答数
ア 現行の人員体制では対応が困難	13
イ 技術職員がいないので、要求する提案等の検討が困難	7
ウ 小規模工事のみで、通常以上の施工技術は不必要	9
エ 工事成績評価基準が旧版のため、点数のバラツキがなく施工実績の評価が困難	4
オ 総合評価のための資料作成の委託書が負担	6
カ その他	2

品確法とは何ですか。

品確法ができた背景やそのねらいは何ですか。

- 品確法とは、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」のことで、平成17年4月から施行されている法律です。県や市町村などの地方公共団体の責務も規定されています。
- 近年、公共投資の減少による価格競争の激化の中で、著しい低価格による入札が急増するとともに、適切な技術的能力を持たない業者による、不良工事の発生、下請や労働者へのしわ寄せによる公共工事の品質低下に関する懸念が起きています。こうした状況に対応するため品確法は作られました。
- 各発注者は品確法に即して、技術的能力を有する者により公共工事を施工する環境を主体的に整備するとともに、価格と品質が総合的に優れた調達を行うことが求められており、これにより、次のような効果が期待されます。

【品確法のねらい】

- ①バリュー・フォー・マネー（一定のコストに対し最も価値の高いものを調達）の実現
- ②ダンピングの防止、不良・不適格業者の排除
- ③談合が行われにくい環境整備

品確法のポイントは何ですか。

- 品確法は、公共工事の品質を確保し、促進していくことを大きなねらいとしています。
ポイントは以下の3つとなります。

【品確法のポイント】

① 公共工事の品質確保に関して、その基本理念と発注者の責務の明確化。

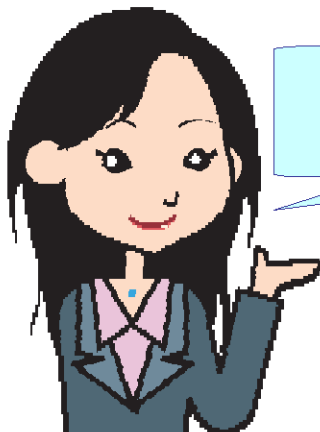
- ・ 公共工事の品質は、価格と品質が総合的に優れた内容の契約がなされることによって確保されます。
- ・ 発注者の責務として発注関係の事務を適切に実施し、必要な職員の配置に努めます。

② 価格のみの競争から、価格と品質が総合的に優れた調達への転換。

- ・ 競争参加者の技術能力を審査します。
- ・ 民間へ技術提案を求めるように努め、これを適切に審査・評価します。
- ・ 技術提案の改善を求め、又は改善を提案する機会を与えることができます。
- ・ 技術提案の審査後に予定価格を作成できます。(高度技術提案型)

③ 発注者をサポートする仕組みの明確化。

- ・ 自ら発注関係事務を適切に実施することが困難である時は、外部の発注関係事務を行うことができる者の能力の活用に努めます。
- ・ この場合発注者は、発注関係事務を適正に行う知識や経験を備えた者を選定します。
- ・ 国及び都道府県は、発注者を支援するため、協力その他必要な措置を講ずるよう努めます。



ポイントは上記の3つとなります。

品確法に基づき市町村の発注者は何をしなければならないのですか。

○ 地方公共団体は、以下の責務を有するとされています。(品確法第5条)

- ① 品確法の基本理念にのっとること。
- ② 国との連携を図ること。
- ③ 地域の実情を踏まえ、公共工事の品質の確保の促進に関する施策を策定、実施すること。

【具体的内容】

① 発注関係事務の適切な実施

公共工事の発注者は、仕様書及び設計書の作成、予定価格の作成、入札・契約方法の選択、契約の相手方の決定、工事の監督・検査、施工状況の確認・評価等を適切に実施しなくてはなりません。

② 施工状況の評価に関する資料等の保存と有効活用

施工状況の評価に関する資料等を将来の発注や他の発注者による発注に有効に活用されるよう保存等の必要な措置を講じる必要があります。

③ 発注関係事務を実施するための体制整備

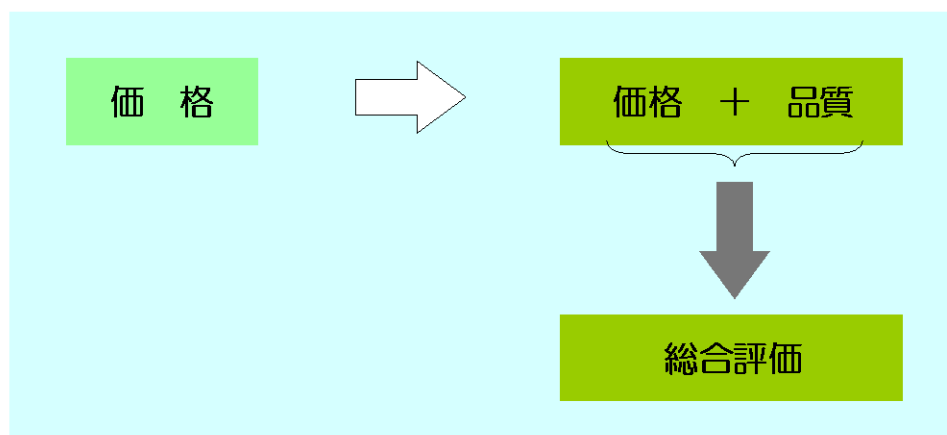
発注関係事務を適切に実施するために必要な職員の配置に努め、また必要に応じて公益法人等の発注関係事務を適切に実施できる者の活用に努めなければなりません。

【山形県の役割(品確法第15条3)】

国及び都道府県は、発注者を支援するため、専門的な知識又は技術を必要とする発注関係事務を適切に実施する事ができる者の育成、発注関係事務を公正に行うことができる条件を備えた者の選定に関する協力その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

総合評価落札方式とは何ですか。

- 総合評価落札方式とは、価格だけで評価していた従来の落札方式と異なり、品質を高めるための新しい技術やノウハウなど、価格に加えて価格以外の要素を含めて総合的に評価する新しい落札方式のことです。価格と品質の両方を評価することにより、総合的に優れた調達を行うことが可能になります。



- ・ 入札価格が予定価格の制限の範囲内にあるもののうち、価格と品質を数値化した「評価値」が最も高いものを落札者とするにより、予定価格の範囲内で最も品質の良い施工業者を選定します。総合評価落札方式においては、新しい施工方法や施工上の工夫などの技術提案や、同種工事の施工実績、工事成績等が評価の対象となります。
- ・ 総合評価落札方式における「品質」とは、工事目的物そのものはもとより、工事の効率性、安全性、環境への配慮等、工事の実施段階における様々な特性、つまり工事そのものの質も含まれます。



市町村に適した総合評価落札方式のタイプとしてどのようなものがありますか。

市町村で発注することが多いと想定される、技術的な工夫の余地が小さい一般的な工事に活用される総合評価落札方式のタイプとして、「簡易Ⅰ型」のほか、「簡易Ⅱ型」があります。また、参考までに、その他の類型についても紹介します。

①簡易Ⅰ型

技術的な工夫の余地が小さい一般的な工事において、特定のテーマに沿って作成された簡易な施工計画や品質管理(A4サイズで1～2枚程度)のほか、同種・類似工事の施工実績や工事成績などの評価項目と入札価格を総合的に評価する方式です。

②簡易Ⅱ型

技術的な工夫の余地が小さい一般的で小規模な工事において、施工計画等の評価を要件とせず、同種工事の施工実績や工事成績など、定量化された評価項目と入札価格を総合的に評価する方式です。

市町村によっては、技術系職員の不足等により公共事業発注のための体制が十分に整備されていないという実態があります。簡易Ⅱ型では、施工実績や工事成績など、適切な評価を経て定量化された評価項目を可能な限り設定し、入札参加者の施工能力をより簡易に評価することにより、発注者にとって事務負担の軽減にもつながります。

	簡易Ⅰ型	簡易Ⅱ型
対象工事	技術的な工夫の余地が小さい一般的な工事	技術的な工夫の余地が小さい一般的で小規模な工事
簡易な施工計画や品質管理の評価	有	無
施工実績、工事成績等の評価	有	有

【参考】その他の総合評価落札方式の類型

③標準型

技術的な工夫の余地が大きく、施工上の工夫等一般的な技術提案を求めることが適切な工事に適用される方式です。

例えば、環境の維持や交通の確保、特別な安全対策等が評価項目として挙げられます。

④高度技術提案型

技術的な工夫の余地が大きく、高度な技術提案を要する工事に適用される方式です。

例えば、ライフサイクルコスト、工事目的物の強度、耐久性、供用性(維持管理の容易性)、環境の維持、景観等が評価項目として挙げられます。

市町村ではどのタイプで行えば良いですか。

○ 価格と品質が総合的に優れた調達を行うためには、できる限り技術提案を求め総合評価を行うことが望ましい姿です。しかしながら、技術提案の審査などの発注体制が十分でない市町村における技術的な工夫の余地が小さい一般的で小規模な工事の入札においては、適切かつ確実な施工の確保を図る観点から、企業の施工実績や工事成績などから当該工事を行う建設業者の技術的能力を評価することは可能です。そのため、過去に行った工事の施工実績や工事成績評点等が建設業者の技術提案や施工計画を作成する能力を反映する指標であるとみなし、市町村において発注体制が十分に整備されるまでの間、簡易Ⅱ型を活用し、価格と品質に優れた調達を図ることが期待されます。

なお、参考までに、簡易Ⅰ型、Ⅱ型の選定のチェックシートを示します。



総合評価における施工上の技術的課題チェックシート（参考）

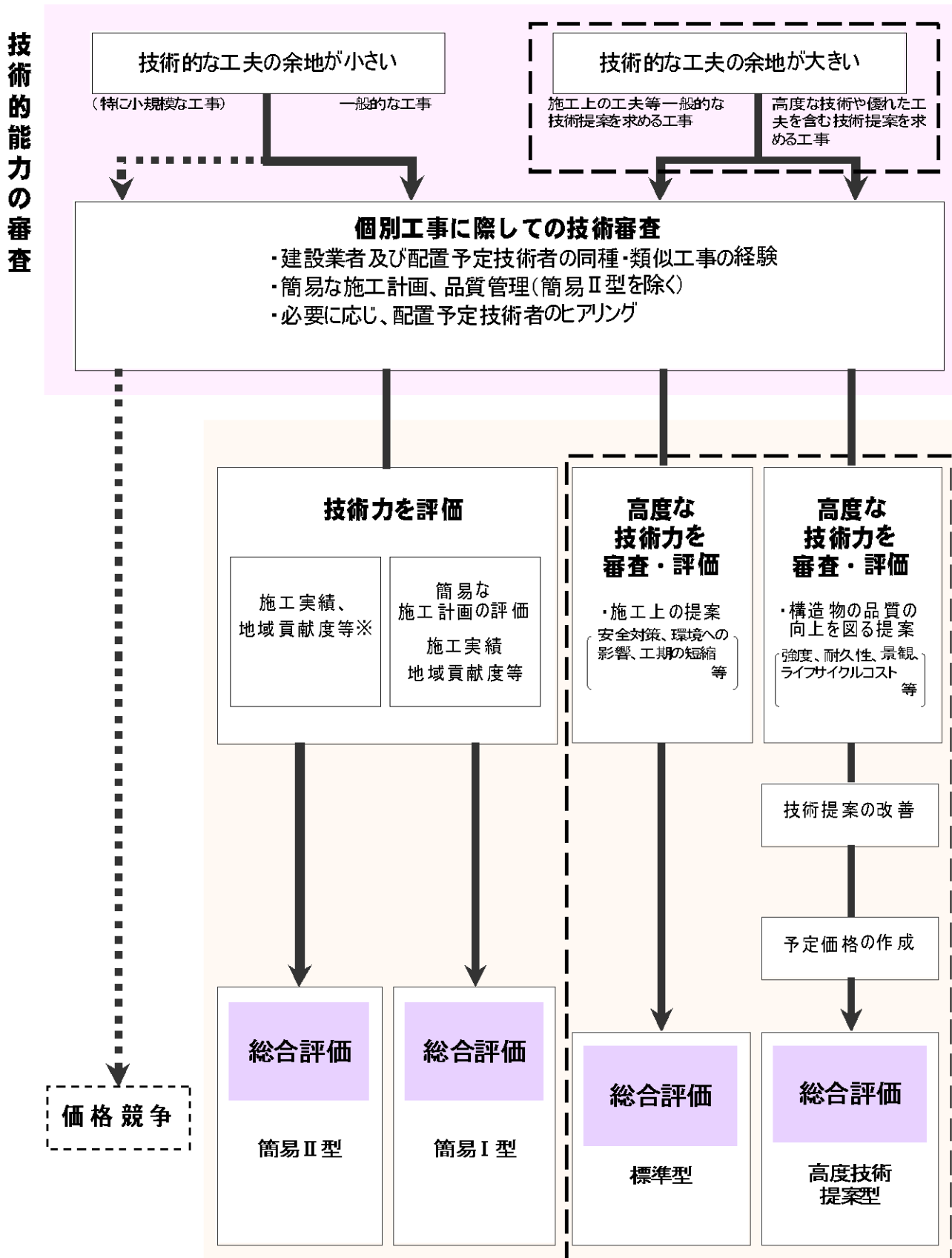
工事名：

項目	区分	チェック	施工上の技術的課題	備考
工事事目的物の 性能・機能	性能・機能		補償を要する工事で、工期の短縮が補償費の削減につながる。	
			施工数量により、設備の機能・性能が向上する。	
			材料の特別な品質管理が求められる。	コンクリート・アスファルト等
			施工にあたり、特別な施工管理が求められる。	
			土の締固め具合について管理を要する。	
			豪雨時等の土砂の流出対策を要する。	
			コンクリートの特別な品質管理、出来形管理が求められる。	
			重要構造物で、特にコンクリートの耐久性が求められる。	
			交通量の多い道路等で、走行性・低騒音が求められる。	道路舗装
			市街地を通る道路等で低騒音が求められる。	設備の騒音、振動
			舗装材の敷均し時の特別な温度管理が求められる。	
			鋼橋部材、鋼材の溶接について品質の確保を要する。	
			構造物の内部状況や自然状況に応じて、施工方法の変更等の臨機応変な対応が必要。	
社会的要請	近接施工		鉄道営業線があり、施工に配慮を要する。	
			架空線があり、施工に配慮を要する。	
			地下埋設物があり、施工に配慮を要する。	
			民家があり、施工に配慮を要する。	騒音、振動、粉塵
		病院・学校等の重要施設があり、施工に配慮を要する。	騒音、振動、粉塵	
	現道環境		施工にあたり、交通規制が伴う。	
			施工にあたり、歩行者・自転車の安全対策に配慮を要する。	
	水質汚濁		水質汚濁防止の対策が必要。	
			地下水遮断の対策が必要。	
	振動・騒音		施工にあたり、騒音・振動対策が必要。	
	大気汚染		施工にあたり、大気汚染対策が必要。	
			施工にあたり、粉塵対策が必要。	
	臭気		施工にあたり、臭気対策が必要。	
	地盤沈下		施工にあたり、地盤沈下対策が必要。	
	揮発性有機化合物		施工にあたり、ホルムアルデヒド等の揮発性有機化合物の対策が必要。	
環境		自然保護区域内や希少動植物への配慮が必要。	騒音 振動 粉塵 自然環境面積	
特別な安全対策		既存施設利用者の安全対策が必要。		
		円滑な工事車両の誘導が必要。		
省資源及びリサイクル		建設副産物の発生抑制対策が必要。		
		リサイクル製品の活用が必要。		
その他		()		

注) チェック欄について：「施工上の技術的課題」の該当の有無についてチェックする

- 以上により次の入札方式とする。（該当に“○”を記入）
- () チェックが有る場合。（施工上の技術的課題がある）
 -総合評価落札方式（簡易Ⅰ型）による競争入札
- () チェックが無い場合。（施工上の技術的課題が特でない）。
 -総合評価落札方式（簡易Ⅱ型）による競争入札

総合評価落札方式の選択フロー



※技術提案や施工計画を作成する能力を反映する指標であるとみなして入札参加業者の技術的能力を評価。

総合評価落札方式を行う場合には、価格競争を行う場合と比較してどのような手続きが必要となりますか。

- 簡易Ⅱ型総合評価落札方式においては、価格競争方式において競争参加資格を確認する際に、業者に求めている企業の施工実績や工事成績等の情報と入札価格に基づいて総合評価を行いますので、基本的な入札関係事務の流れは価格競争方式と大きな違いはありません。
- 企業の施工実績については、契約書の写しを求めます。他の発注者の発注工事については、「CORINS(コリンズ)」にアクセスして確認します。配置予定技術者の資格については、資格証のコピーを提出させ、その真偽について番号を当該資格の運営団体で確認することができます。
- 具体的には、JACICが運営している、「CORINS(コリンズ)」を活用すると、過去14年間(2011年以降は、過去15年間まで拡大)の国、都道府県・政令市、市町村及び公益民間企業が発注した500万円以上の工事について、建設会社の同種工事の実績、技術者の過去の工事経歴等を確認することができます。また、「JCIS」の検索システムを活用すれば、CE財団が提供している企業情報(建設業許可、経営事項審査、監理・主任技術者情報、技術者の専任性等)も確認することができます。

「CORINS」及び「JCIS」の詳細については、以下のホームページを参照してください。

【CORINS及びJCISに関するHP】

<http://ct.jacic.or.jp/>

【CE財団に関するHP】

<http://www.cezaidan.or.jp/>

市町村は、年10,500円でCORINSが利用可能です。

- 総合評価落札方式における入札関係事務の違いは、以下のとおりです。
 - ① 公告等の実施の際に、評価項目及び評価基準を設定するとともに、評価方法を決定すること。
 - ② 地方自治法施行令に基づき、落札者決定基準(評価の項目、基準、方法)を定めようとするときに、2人以上の学識経験者の意見を聴くことが必要であること。なお当該意見聴取において、落札者を決定するときに改めて学識経験者の意見を聴く必要があるとの意見があった場合には、再度の意見聴取が必要。
 - ※1 簡易Ⅱ型は実績を確認するタイプで、落札者決定基準が対象工事に共通しているため、当該基準及び予定工事資料とその概要等について、一括して学識経験者から意見を聴取することも可能です。
 - ※2 簡易Ⅰ型と標準型は、工事毎に設定する施工計画等が異なるため、工事毎に学識経験者から意見を求める必要があります。
- なお、簡易Ⅰ型、標準型及び高度技術提案型を実施する場合には、公共工事の品質確保に資する技術提案又は簡易な施工計画を求め、その内容について予め設定した評価基準に基づき審査します。

【総合評価落札方式のフロー】

(一般競争入札)

- ・ 評価項目及び評価基準の検討—①
- ・ 評価項目及び評価基準の審査(審査会等)

(1) 公告等の実施

(2) 競争参加資格確認

- ・ 企業の施工実績、工事成績評点
- ・ 配置予定技術者の資格、
施工実績 等

活用

(3) 技術資料の提出

- ・ 企業の施工実績や工事成績、地域貢献度等を総合評価

- ・ 技術提案、簡易な施工計画等の
評価検討—②
(簡易Ⅱ型の場合は入札結果を報告するものとします)
- ・ 審査会等での審査

(4) 入札の実施

(5) 落札者の決定

- ・ 評価値の一番高いものを決定

(6) 契約

【価格競争方式のフロー】

(一般競争入札)

(1) 公告等の実施

(2) 競争参加資格確認

- ・ 企業の施工実績、工事成績評点
- ・ 配置予定技術者の資格、施工実績 等

(3) 入札の実施

(4) 落札者の決定

- ・ 入札価格の一番低いものを決定

(5) 契約

① において学識経験者からの意見聴取が必要となります。

② ①の意見聴取時に再度の意見聴取が必要とされた場合には学識経験者からの意見聴取が必要となります。

学識経験者の意見聴取はなぜ必要なのか。

- 落札者決定基準を定めようとするときは、あらかじめ二人以上の学識経験を有する者の意見を聴かなければならないとされています。当該意見聴取時において、落札者を決定するときに改めて学識経験者の意見聴取が必要との意見があったときは、再度の意見聴取が必要です(地方自治法施行令第167条の10の2、地方自治法施行規則第12条の4)。

☆学識経験者からの意見聴取の必要性

- ・ かたよった判断をしていないか。
- ・ 発注者だけで決定しているのではなく、公平に判断していることを、第三者に示すため。

学識経験者はどのような人が良いですか。

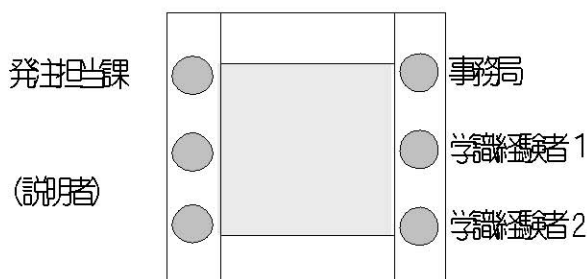
- 当該市町村において、価格と品質が総合的に最も優れた調達を実現する観点から、中立的な立場に立って判断することができる者とします。

(「公共工事の品質確保の促進に関する施策を統合的に推進するための基本的な方針」骨子第2.4)

【学識経験者の一例】

- ・ 公共工事品質確保技術者(I)(山形県建設技術センター職員等)
- ・ 大学・工業高等専門学校等の専門教員
- ・ 国土交通省の職員(事務所の副所長等)
- ・ 山形県各総合支庁の建設部長、次長等

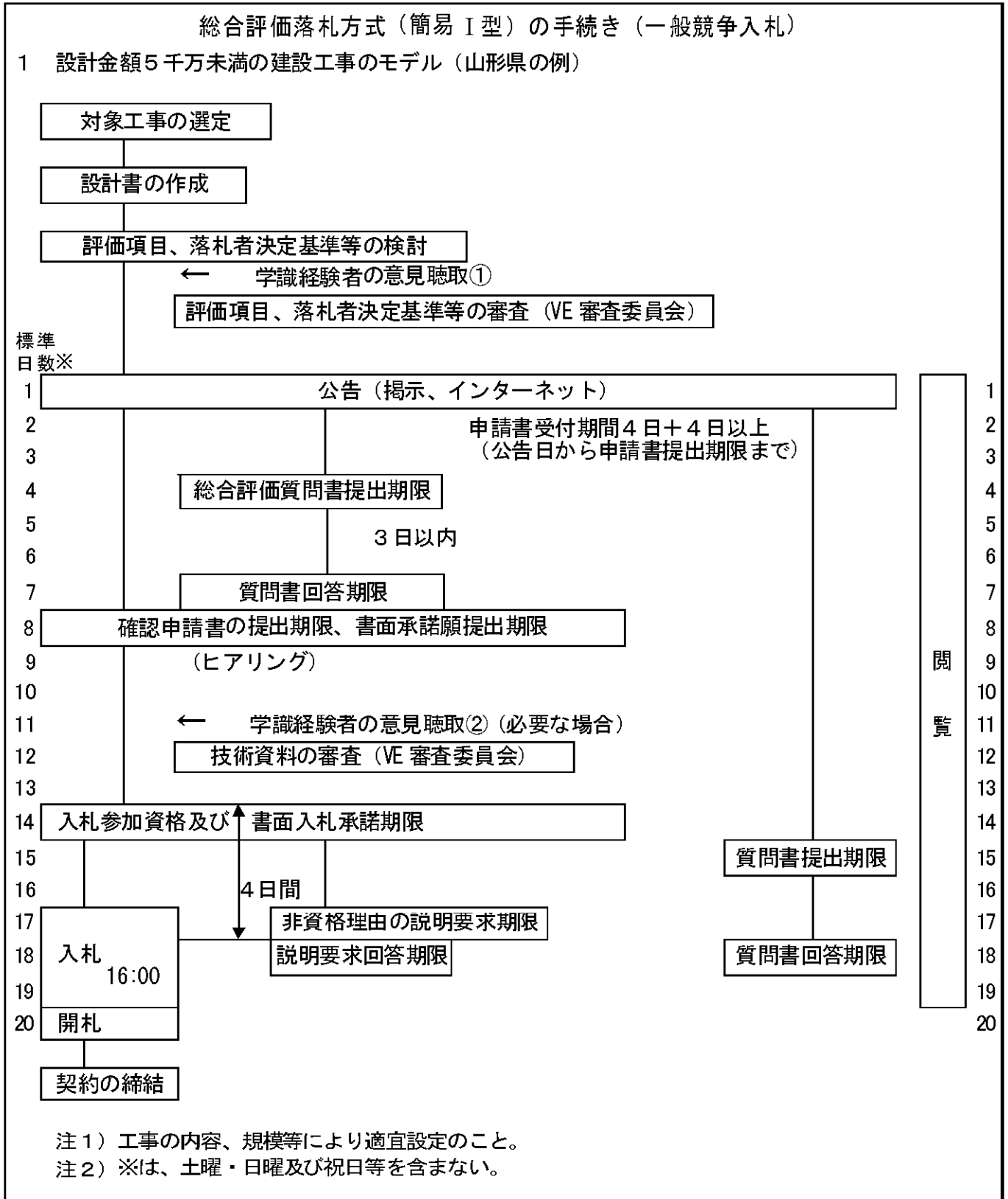
意見聴取の配置例



4

総合評価落札方式の活用方法

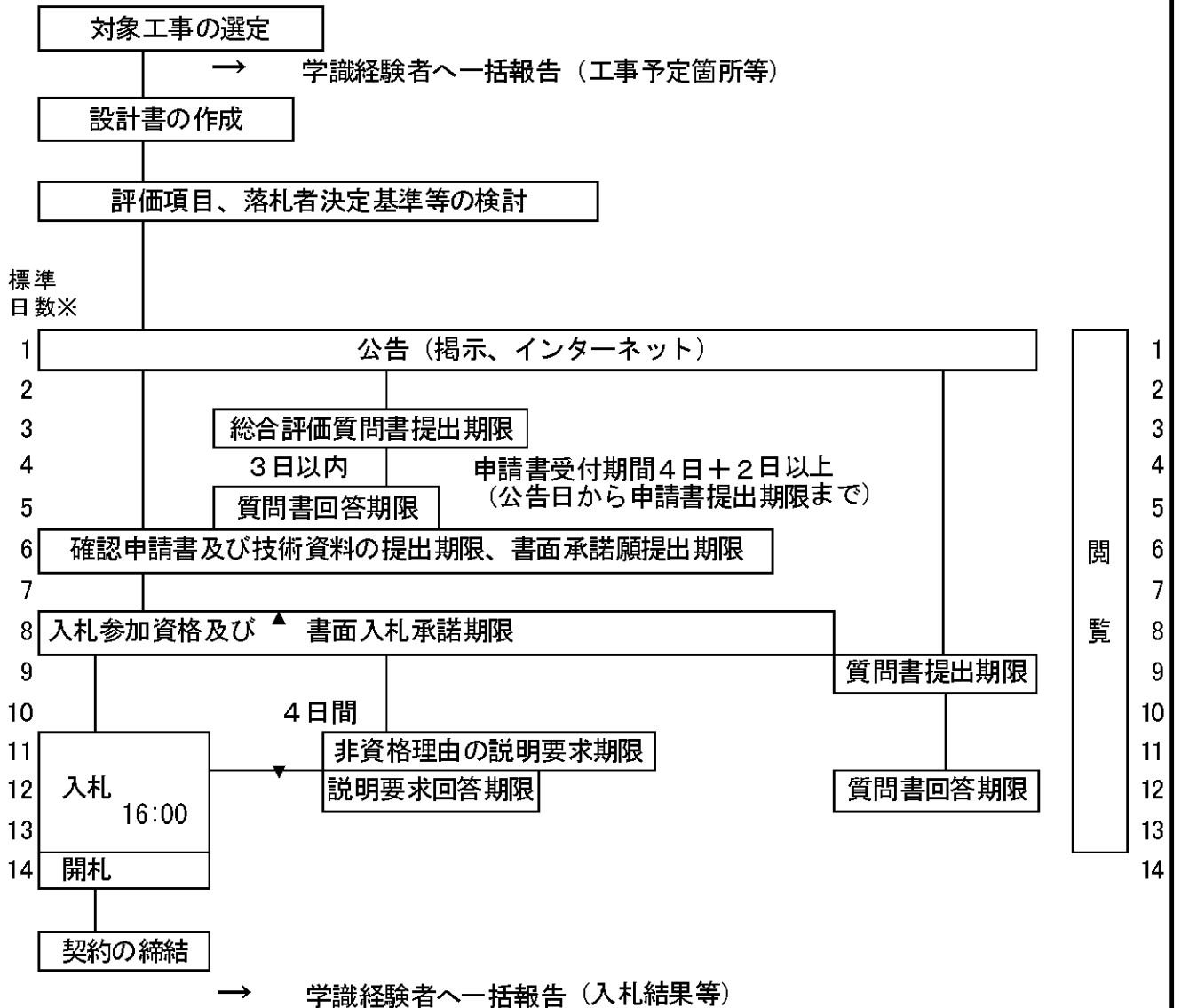
簡易Ⅰ型・簡易Ⅱ型はどのような手順で進めますか。



総合評価落札方式（簡易Ⅱ型）の手続き（一般競争入札）

1 設計金額5千万未満の建設工事のモデル（山形県の例）

← 学識経験者の一括意見聴取：工事予定簡易Ⅱ型の評価項目・基準等

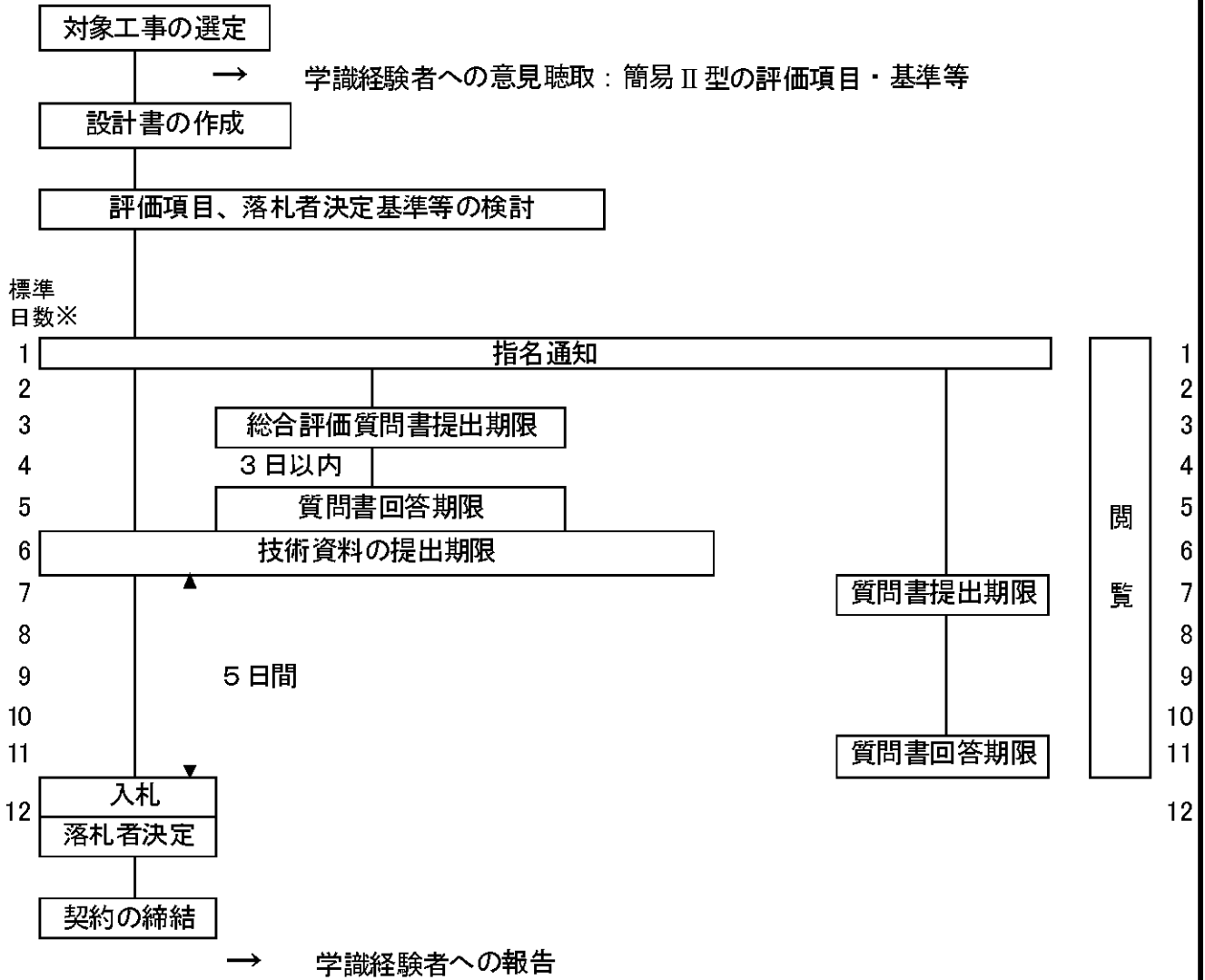


注1) 工事の内容、規模等により適宜設定のこと。

注2) ※は、土曜・日曜及び祝日等を含まない。

総合評価落札方式（簡易Ⅱ型）の手続き（指名競争入札）

1 設計金額5千万未満の建設工事のモデル（大石田町の例）



注1) 工事の内容、規模等により適宜設定のこと。

注2) ※は、土曜・日曜及び祝日等を含まない。

評価方法にはどのような方法がありますか。

- 評価値の算出方法には、加算方式と除算方式があります。

山形県では、除算方式を採用しています。ただし、平成21年度から一部の工事で加算方式を試行しています。

【除算方式】

価格以外の要素を数値化した「技術点」(基礎点+加算点)を入札価格で割って、評価値を算出する方法です。

なお、基礎点を100点として、技術提案に応じた加算点を10点から100点の範囲内で決定されている例があります。

$$\text{評価値} = \frac{\text{技術点}}{\text{価格}} = \frac{\text{基礎点} + \text{加算点}}{\text{価格}} \times (1\text{百万円})$$

- 基礎点(標準点):発注者が示した標準仕様を満足した状態 100点
- 加算点:技術力に応じた評価点数
- 価格:入札価格とするが、山形県では低入札対策として調査基準価格未満の場合は、調査基準価格としている。

山形県では総合評価落札方式の分類ごとの加算点の最大値は、次表のとおりとしています。

	簡易Ⅰ型	簡易Ⅱ型
加算点	15点	10点

【加算方式】

入札価格を一定のルールにより点数化した「価格点」と、価格以外の要素を点数化した「技術点」を足し合わせることで、評価値を算出する方法です。

なお、価格点と技術点の比率については9:1から1:1の範囲で決定されている例があります。

$$\text{評価値} = \text{価格点} + \text{技術点}$$

- 価格点の算出方法

$$100 \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格})$$

除算方式は技術点を入札価格で除するため、入札価格が低いほど評価値が累加的に大きくなる傾向があるのに対し、加算方式は技術点と価格点をそれぞれ独立して評価するため、技術力競争を促進することができます。

- 総合評価落札方式は、価格と品質が総合的に優れた調達を実施するための入札方式であることから、価格点と技術点のバランスに留意することが必要です。また、技術力を適切に評価するという総合評価落札方式の目的をより確実なものとするため、ダンピング対策を講じる必要があります。

総合評価落札方式では最低制限価格を適用できないのですか。

- 「地方自治法施行令」においては、ダンピング対策として、価格競争の場合は低入札価格調査と最低制限価格のいずれも採用が可能ですが、総合評価落札方式の適用対象工事については、低入札価格調査のみが認められています。このため、総合評価落札方式の適用対象工事については、低入札価格調査と価格による失格基準を併用することにより、最低制限価格と同様のダンピング排除の効果をを得ることが可能であり、その活用を図っていくことが重要です。

具体的には、落札者となるべき者の入札価格によって、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるときには、総合評価の評価値が次順位の者を落札者とすることができます。

低入札価格調査制度とは、どのようなものですか。

- 低入札価格調査の実施方法としては、低入札価格調査基準価格を設定することが必要です。入札の結果、落札者となるべき者の入札価格が当該価格を下回る場合には、例えば以下の事項について調査を行うことにより、契約の内容に適合した履行を確認し、履行がされないおそれがあると認めるときには次順位の者を落札者とすることができます。

- ① 当該価格で入札した理由
- ② 入札金額の積算内訳
- ③ 手持工事の状況
- ④ 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等の関連
- ⑤ 手持資材の状況
- ⑥ 資材購入先及び購入先と入札者の関係
- ⑦ 手持機械数の状況
- ⑧ 労務者の具体的供給見通し
- ⑨ 過去に施行した公共工事名及び発注者
- ⑩ 建設副産物の拠出地

【調査基準価格の算定基準】(山形県の例)

経費の種類	比率	上限	下限
直接工事費	95%	90%	70%
共通仮設費	90%		
現場管理費	70%		
一般管理費	30%		

- 一定の価格を下回る入札については、契約の内容に適合した履行が確保できない蓋然性が高いものとして、低入札価格調査を実施せずに総合評価の評価値が次順位の者を落札者とすることができ「価格による失格基準」を低入札価格調査と併用することにより、更に高いダンピング防止効果を得ることができます。価格による失格基準の設定方法は、工事の経費項目別の一定割合に相当する価格等があります。

- 価格による失格基準の具体的な設定方法は、以下のような方法がありますが、各市町村の状況に応じて適切に設定する必要があります。

【失格数値基準】(山形県の例)

入札価格が調査基準価格を下回り、かつ、入札価格の積算内訳である経費項目別金額を予定価格の積算の前提とした費目別金額で除した割合が以下の割合を下回る場合は失格。

- ・ 直接工事費の75%
- ・ 共通仮設費の75%
- ・ 現場管理費の70%
- ・ 一般管理費の30%

入札公告や入札説明書には何を書けば良いのですか。

当該工事を実施するにあたっては、発注者として決定した方針を明らかにする必要があります。

その上で、技術提案の募集内容や評価の方法等を、可能な限り詳細かつ具体的に示し、積極的な技術提案を促すように努めることが重要です。

入札広告等に明示する事項（主に簡易Ⅰ型、簡易Ⅱ型の場合）

（1）入札公告への記載事項

- ① 当該工事が総合評価落札方式による工事であること。
- ② 総合評価落札方式を行う事由。
- ③ 総合評価の方法、提案で求める性能等の要求要件、及び評価基準。
- ④ 落札者の決定方法。
- ⑤ 技術提案を提出しない場合、及び技術提案の内容が不適切な場合（仕様書や基準を満足しない場合等）の入札参加資格の欠格。

（2）入札説明書への記載事項

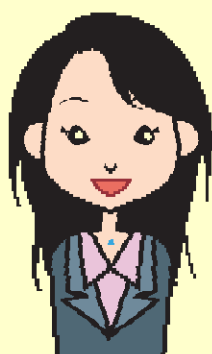
- ① 技術提案の内容を明示した技術提案書を提出すること。
- ② 技術提案書は、入札参加資格の確認に反映されること。
- ③ 技術提案書を適正と認めることにより、当該技術提案書に基づく工事に関する建設業者の責任が軽減されるものではないこと。
- ④ 資料のヒアリングを実施すること。（ヒアリングを実施する場合）
- ⑤ 総合評価に関する質問の受付及び回答に関すること。
- ⑥ 技術提案に係る想定項目に関すること。（想定項目を明示する場合）
- ⑦ 技術提案については、その後の工事において、その内容が一般的に使用されている状態となった場合には、無償で使用できるものとする。
ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案についてはこの限りでないこと。
- ⑧ 性能等に係わる提案が履行できなかった場合は、工事成績評定の減点や契約金額の減額等を行うこと。

（3）特記仕様書への記載事項

- ① 落札者の提示した提案値。（公告時の特記仕様書は「（案）」とし、落札者が決定し金抜設計書を配付する時点で、当該提案値を記載し「（案）」を削除する。）
- ② 技術提案書を適正と認めることにより、当該技術提案に基づく工事に関する建設業者の責任が軽減されるものではないこと。

- ③ 技術提案については、その後の工事において、その内容が一般的に使用されている状態となった場合には、無償で使用できるものとする。
ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案についてはこの限りでないこと。
- ④ 工事の監督・検査にあたっては、評価した技術提案の内容を満たしていることを確認すること。また、そのための資料を作成し監督員に提出しなければならないこと。
- ⑤ 性能等に係わる提案が履行できなかった場合、工事成績評定の減点や契約金額の減額等を行うこと。また、その具体的手続き。

ワンポイント



工事の規模や難易度によってこれらの要素から必要な項目を記載しておく必要がありますし、状況によってこの他に技術資料の提出様式等を記載しておく場合もあります。

設計図書作り方

設計図書とは、設計書、図面、仕様書〔特記仕様書・共通仕様書〕、質問回答書のことを言います。特に図面、特記仕様書については工事内容によって大きく異なるので適切に作成することが必要です。また、工事現場ではさまざまな制約条件（施工条件）があるのでこれらの条件を契約上明らかにしておくことが大切です。このために、個々の工事施工条件について必要な事項を図面、特記仕様書などで明示する必要があります。

簡易型の評価項目・評価基準にはどのようなものがありますか。

総合評価落札方式の分類ごとに、設定する評価の視点をまとめると、以下のとおりとなります。

分類	技術的能力の評価		信頼性・社会性の評価
	施工計画・品質管理の評価	施工実績・工事成績等の評価	
簡易Ⅰ型	○	○	○
簡易Ⅱ型	—	○	○

(1) 施工計画・品質管理の評価……簡易Ⅰ型に適用

- ・ 簡易Ⅰ型においては、簡易Ⅱ型の評価項目に加え、施工上の技術的課題に対する簡易な施工計画や品質管理(A4サイズで1～2枚程度)の所見を求め、評価を行います。

【施工上の技術的課題の具体事例】

評価項目	施工上の技術的課題	
施工計画	近接施工	鉄道営業線があり、施工に配慮を要する。
		架空線があり、施工に配慮を要する。
		地下埋蔵物があり、施工に配慮を要する。
		民家があり、施工に配慮を要する。
		病院・学校等の施設があり、施工に配慮を要する。
	現道環境	施工にあたり、交通規制が伴う。
		施工にあたり、歩行者・自転車の安全対策に配慮を要する。
	水質汚濁	水質汚濁防止の対策が必要。
		地下水遮断の対策が必要。
	振動・騒音	施工にあたり、騒音・振動対策が必要。
粉塵	施工にあたり、粉塵対策が必要。	
環境	自然保護区域内や希少動物への配慮が必要。	
品質管理	性能・機能	材料の特別な品質管理が求められる。
		施工にあたり、特別な施工管理が求められる。
		土の締固めについて、特別な管理が求められる。
		コンクリートの特別な品質管理、出来形管理が求められる。
		舗装の敷均しについて、特別な温度管理が求められる。
		鋼橋部材、鋼材の溶接について、特別な品質管理が求められる。

(2) 施工実績・工事成績等の評価

(A) 企業の施工能力

① 同種・類似工事の施工実績

工事の実績がある業者は、同種の別工事についても適切に施工することができるという考え方にに基づき設定される評価項目です。どれくらいの期間を考慮するかは、各市町村の実情に応じて設定して下さい。

評価項目	評価基準
① 過去15年間の同種・類似工事の施工実績	同種工事の実績あり
	類似工事の実績あり
	実績なし

② 工事成績

これまで実施した工事の工事成績がより良い業者は、別工事についてもより良い工事を行うことができるという考え方にに基づき設定される評価項目です。発注者側に十分な情報の蓄積がない場合には、業者から申告内容を証明する資料の提出を求めるとともに、業者の申告内容の正当性を確認できない場合には、評価できないことに留意する必要があります。どれくらいの期間を考慮するかは、工事成績評定の実施、蓄積状況にもよりますので、各市町村の実情に応じて設定して下さい。

評価項目	評価基準
② 過去2年度における工事成績評定の平均点	○点以上
	○点以上 ○点未満
	○点未満

(B) 配置予定技術者の能力

建設業者の中で工事を担当する予定の技術者の評価項目です。公共工事の品質確保を図るためには、企業のみならず個々の技術者の能力も重要です。

① 同種・類似工事の施工実績

工事の実績がある技術者は、同種の別工事についても適切に施工することができるという考え方にに基づき設定される評価項目です。どれくらいの期間を考慮するかは、各市町村の実情に応じて設定して下さい。

評価項目	評価基準
③ 過去15年間の主任（監理）技術者の施工経験	同種工事の実績あり
	類似工事の実績あり
	実績なし

② 工事成績

発注者側に十分な情報の蓄積がない場合には、業者から申告内容を証明する資料の提出を求めるとともに、業者の申告内容の正当性を確認できない場合には、評価できないことに留意する必要があります。どれくらいの期間を考慮するかは、工事成績評定の実施、蓄積状況にもよりますので、各市町村の実情に応じて設定して下さい。

評価項目	評価基準
④ 過去2年度における主任（監理）技術者の工事成績評定の平均点	○点以上
	○点以上 ○点未満
	○点未満

(3)信頼性・社会性の評価

(A)地域貢献活動

公共工事の品質を確保し、工事を円滑に実施するためには、当該地域の自然的・社会的条件について熟知していることも必要であり、また、災害時の対応やボランティア等の活動を通じて、当該地域において信頼性・社会性を有する企業によって工事が担われることがより望ましいとの考えから設定される評価項目です。ただし、こうした観点から設定される評価項目については、競争性・透明性の確保とともに、過大な配点とならないように留意する必要があります。

	評価項目	評価基準
地域 貢献	⑤防災協定等に基づく活動の有無	活動の実績あり
		活動の実績なし
	⑥ボランティア活動の実績	活動の実績あり
		活動の実績なし

(B)その他の評価項目

公共工事の入札は、建設工事を適切な価格で実施することを目的としていますが、地方公共団体によっては、安全、環境、福祉等、幅広い政策目的を実現するための政策手段として用いている例もあります。どういった項目を採用するかは、企業の施工能力や、地域貢献に関する評価項目の配点とのバランスに配慮しつつ、工事の品質確保に資するという観点から、各市町村の実情に応じて、判断して下さい。

また、特定の1社が多くの工事を受注することによって工期が延びるといった懸念がある場合には、手持ち工事量を評価項目に入れることも考えられます。



落札者を決定するための判定はどのようにするのですか。

○除算方式又は加算方式により評価値を求め、判定します。

除算方式

■評価値＝技術点／価格＝(基礎点＋加算点)／価格(×1百万)

- ・ 基礎点＝100
- ・ 価格＝入札価格
- ・ 加算点の満点＝15

予定価格	100,000千円
------	-----------

[入札結果]

	A社	B社	C社
加算点	15.0	3.5	5.0
技術点	115.0	103.5	105.0
入札価格(千円)	88,000	80,000	85,000
評価値 ※	1.307	1.294	1.235
順位	1	2	3
落札者	○		

A社の評価値の計算
 $= 115.0 / 88,000,000 \times 1 \text{ 百万}$
 $= 1.3068$

※ 表示は小数第3位まで

加算方式

■評価値＝技術点＋価格点

- ・ 技術点の満点＝15
- ・ 価格点＝ $100 \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格})$

予定価格	100,000千円
------	-----------

[入札結果]

	A社	B社	C社
技術点	15.0	3.5	5.0
入札価格(千円)	88,000	80,000	85,000
価格点	12.0	20.0	15.0
評価値	27.0	23.5	20.0
順位	1	2	3
落札者	○		

A社の価格点の計算
 $= 100 * (1 - 88,000 / 100,000)$
 $= 12.0$

落札者決定又は契約締結の後にすべきことは何がありますか。

○ 総合評価落札方式を適用して落札者を決定した後に発注者がしなくてはならないことは、以下の3つになります。

① 評価結果の公表

入札調書を公表します。内容は1:業者名、2:各業者の入札価格、3:各業者の技術点、4:各業者の評価値で、これに予定価格、調査基準価格、件名、入札日時、担当部署等のデータを記載して、公正な入札であったことを明確にする必要があります。なお、評価結果の公表に当たっては、誰でもが容易に閲覧できるようにするため、インターネットの活用も有効です。

② 入札及び契約の過程に関する苦情処理

非落札者から苦情が出された場合にはこれを受け付け、適切な説明を行うことが必要です。このためにも入札説明書等で評価項目、評価基準を明示しておくことが必要となります。説明によってもさらに不服を訴えられた場合は、学識経験者等からなる第三者機関を活用して、中立・公正な処理ができる仕組みを作っておくことも大切です。

③ 工事の監督・検査

工事の監督・検査は、完成時ばかりではなく、工程での進行状況や周辺住民からのクレーム発生の有無など、適宜監視してチェックすることも含まれます。技術提案内容の履行に対する検証方法も、受注者と疑義が生じないよう、契約時に事前に提示しておくといでしょう。

評価内容の履行確保とペナルティはどのようにするのですか。

(1)性能等の確保

落札者の提示した提案内容については、設計図書に明記し、その履行を確保します。

また、技術提案の履行を検証することは、契約内容の効用の確保及び発注者としての公正な競争を図るため重要であるため、工事の監督・検査にあたっては、評価した性能等の内容を満たしていることを確認するものとします。

技術提案内容の履行確認は、山形県では統括監督員が行いますが、各市町村の実情に応じて決定してください。

(2)ペナルティ

落札者の提示した提案内容が、当該落札者の責により達成できなかった場合の取扱については、工事成績の減点及び契約金額の減額等を行うものとします。

なお、その決定は公平性を確保するため審査会等で行うものとします。

【山形県の例】

①工事成績評定の減点の計算例

$$\text{減点値} = 8 \times (\alpha - \beta) / \alpha$$

※ 最大値8点は、工事成績評定考査項目別運用表「法令遵守」の文書注意相当の減点値である。

②契約金額の減額の計算例

$$C' = (100 + \beta) / (100 + \alpha) \times C$$

C : 当初(変更がある場合には変更後)の契約金額(円)

α : 当初の加算点(点)

β : 達成度合いに応じて再計算した加算点(点)

C' : 達成度合いに応じた契約金額(円)

【資料編】

1.市町村の総合評価落札方式 実施状況

市町村の総合評価落札方式実施状況

H22.6月時点

導入年度	市町村名	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
		総合評価を実施した件数	総合評価を実施した件数	総合評価を実施した件数	総合評価を実施した件数
H18実施	米沢市	1	5	15	21
H19実施	山形市		2	10	11
H20実施	鶴岡市			2	2
H19実施	酒田市		2	5	6
	新庄市				
	寒河江市				
	上山市				
	村山市				
	長井市				
	天童市				
	東根市				
	尾花沢市				
H20実施	南陽市			4	7
	山辺町				
	中山町				
	河北町				
	西川町				
	朝日町				
	大江町				
H21実施	大石田町				5
	金山町				
	最上町				
H20実施	舟形町			1	
H19実施	真室川		1		
	大蔵村				
	鮭川村				
	戸沢村				
	高阜町				
	川西町				
H20実施	小国町			1	1
	白鷹町				
H22実施	飯豊町				
	三川町				
	庄内町				
	遊佐町				
		1	10	38	53

H18導入	1
H19導入	3
H20導入	4
H21導入	1
計	9

2. (簡易 I 型) 施工計画と品質管理 の 評価項目と技術配点の参考例

総合評価の方法（簡易Ⅰ型における施工計画及び品質管理の例）

○評価項目： 施工計画及び品質管理

○評価の考え方： 当該工事は、延長約L=1,000mの堆雪幅確保工事である。一部BP工事、現道拡幅工事を行い、これに伴う防雪柵の移設工事を含む。これらについて施工計画及び品質管理の面から次の技術的所見を求め、その内容を評価するものである。

①施工計画として、事業効果を上げるために、降雪前に工事を完了させる工事全体の具体的な施工手順。

②施工計画として、施工延長が長く交通量の多い当箇所での具体的な安全管理の方法。

③品質管理として、路床盛土・アスファルト舗装における品質の確認方法および管理方法の適切性。

$$\text{評価値} = (\text{標準点} + \text{加算点}) / \text{入札額}$$

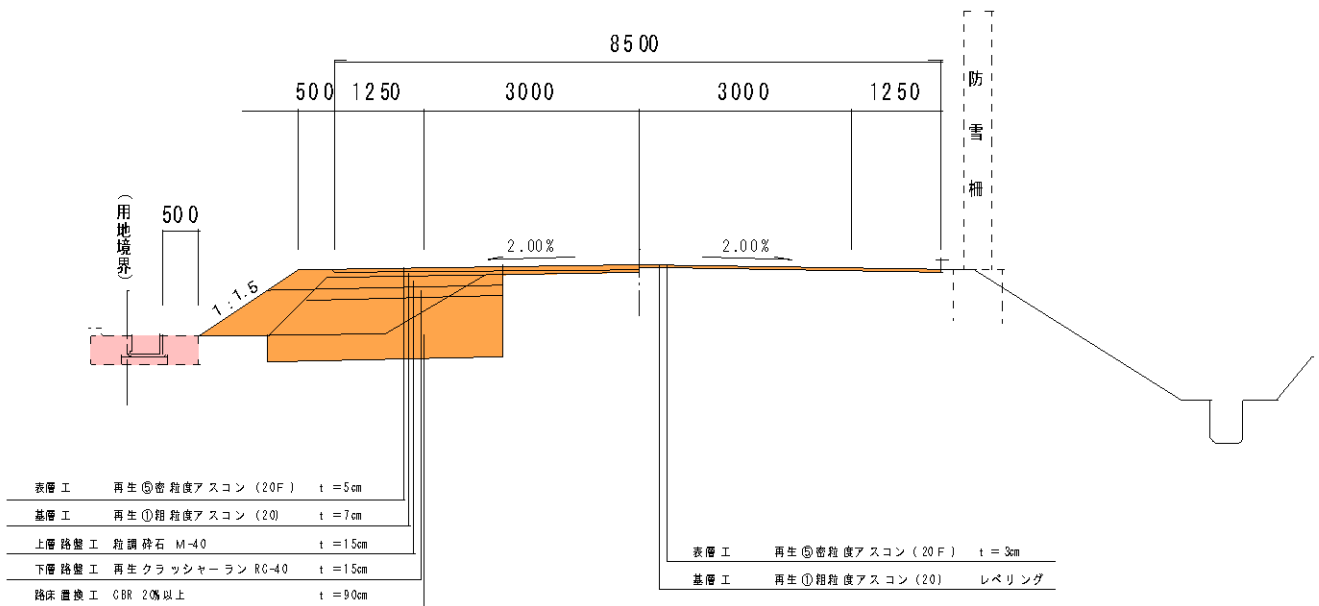
標準点： 100点 最低限の要求条件（基礎点）

要求要件を満たしているものに、標準点100点を与える。

加算点： 9点

技術点と評価値					
評価対象	評価項目	評価基準	配点		備考
			配点	評価点	
施工計画	①施工手順の妥当性	工事の手順が適切であり、優れた工夫が見られる。	6	3	(公告時に1～2項目を指定する)
		適切であり、工夫が見られる。		1.5	
		適切であるが、工夫が見られない。		0	
		不適切である。		次格	
	②指定した課題への対応の適切性 ・与条件との整合性 ・理解度 ・対応方針の裏付け等	課題への対応が現地の環境条件（地形、地質、環境、地域特性等）を踏まえて適切であり、優れた工夫が見られる。		3	
		適切であり、工夫が見られる。		1.5	
		適切であるが、工夫が見られない。		0	
		不適切である。		次格	
品質管理	③指定した事項の品質の確認方法、管理方法の適切性	品質の確認方法、管理方法が現地の環境条件（地形、地質、環境、地域特性等）を踏まえて適切であり、優れた工夫が見られる。	3	3	
		適切であり、工夫が見られる。		1.5	
		適切であるが、工夫が見られない。		0	
		不適切である。		次格	
最高点合計			9		

標準横断面図



○評価の基準

堆雪幅確保工事 技術資料評価項目（案）

施工計画1

優（3）	：降雪前に工事を完了させるための工事全体の具体的な施工手順 評価できる項目が3項目以上ある場合	評価する項目例 ①施工パーティ数の工夫 ②異工種の並行作業を実施 ③工事材料等の調達計画 ④その他、経験・実績に基づいた工夫
良（1.5）	：評価できる項目が1～2項目ある場合	
可（0）	：一般的な施工手順	
不可（欠格）	：工事の施工手順が不適切	

施工計画2

優（3）	：交通量が多く、道路幅員が狭い箇所での安全管理方法（自動車交通に出来るだけ影響を与えない工事の工夫） 評価できる項目が3項目以上ある場合	評価する項目例 ①朝、夕の工事車両の制限 ②交通誘導員の配置計画（増員） ③夜間・休日におけるバリケードの設置方法 ④工事看板の増設 ⑤工事パンフレット作成と配布 ⑥待避所の設置 ⑦その他、経験・実績に基づいた工夫
良（1.5）	：評価できる項目が1～2項目ある場合	
可（0）	：一般的な安全管理方法	
不可（欠格）	：安全管理方法が不適切	

品質管理

優（3）	：品質管理として、盛土・アスファルト舗装における品質の確認方法および管理方法の適切性。 評価できる項目が3項目以上ある場合	評価する項目例 ①現場密度の独自の管理基準を設ける ②ブルーフローリングの確認回数の増 ③アスファルト温度測定の実施回数の増 ④舗設の際に材料分離を防止する工夫 ⑤アスファルトの品質に影響を及ぼさないような搬入の工夫 ⑥その他、経験・実績に基づいた工夫
良（1.5）	：評価できる項目が1～2項目ある場合	
可（0）	：一般的な品質の確認・管理方法	山形県土木工事共通仕様書および道路土工施工方針5-3-1、アスファルト舗装要綱6-4-3に記載されている内容と同じ提案は、標準案のため評価しない。
不可（欠格）	：確認・管理方法が不適切	

3.飯豊町（簡易Ⅰ型・簡易Ⅱ型）

飯豊町建設工事総合評価落札方式試行実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本町が発注する建設工事（以下「工事」という。）の請負契約において、地方自治法施行令第167条の10の2の規定に基づき、価格及びその他の条件が、本町にとって最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする方式（以下「総合評価落札方式」という。）の試行に関して必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 総合評価落札方式により請負契約を終結することができる工事（以下「対象工事」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとし、飯豊町建設工事等指名業者選定審査会要綱（平成10年訓令第5号）第1条に規定する審査会（以下「審査会」という。）の審査に付して決定した工事とする。

- (1) 入札者の施工計画、施工能力、配置予定技術者の能力、地域貢献等と入札価格を総合的に評価することが妥当と認められる工事
- (2) 前号のうち、施工計画を除き入札者の施工能力、配置予定技術者の能力、地域貢献等と入札価格を総合的に評価することが妥当と認められる工事
- (3) その他必要と認める工事

(総合評価の方法)

第3条 総合評価落札方式で定める評価の方法については、別記1の「落札者決定基準」によるものとする。

2 総合評価落札方式の型式は、次のとおりとする。

- (1) 簡易Ⅰ型 前条第1号の工事に該当する場合
- (2) 簡易Ⅱ型 前条第2号の工事に該当する場合

(学識経験者の意見聴取)

第4条 町長は、総合評価落札方式により評価基準を定めようとするときは、あらかじめ、2名以上の学識経験を有する者（以下「学識経験者」という。）の意見を聴かなければならない。

2 前項の規定による意見聴取において、併せて、落札者を決定しようとするときに改めて意見を聴く必要があるかどうかについて意見を聴くものとし、改めて意見を聴く必要があるとの意見が述べられた場合には、当該落札者を決定しようとするときに、あらかじめ、2名以上の学識経験者の意見を聴かなければならない。

(評価基準の決定)

第5条 町長は、評価基準について、前条第1項に定める学識経験者の意見を聴いた後、審査会の審査に付して決定するものとする。

(技術資料の提出要請)

第6条 町長は、総合評価落札方式で発注しようとする場合は、技術資料の提出を当該者に要請しなければならない。

2 前項において、技術資料提出要請書に次の事項を明記するものとする。

- (1) 工事概要及び総合評価落札方式試行適用の旨
- (2) 技術資料の内容
- (3) 技術的能力の審査に関する事項

- ア 審査項目
- イ 審査基準（入札参加要件）
- (4) 総合評価に関する事項
 - ア 技術資料の評価に関する基準（評価項目、評価基準、得点配分）
 - イ 総合評価の方法
 - ウ 落札者の決定方法
 - エ 評価内容の担保
 - オ 配置予定技術者のヒアリングの有無
 - カ 指名・非指名通知の日
 - キ 入札の日時
 - ク その他

（技術資料の提出等）

第7条 入札参加希望者は、別に定める期日まで技術資料を町長に提出しなければならない。

- 2 入札参加希望者は、別に定める期日まで書面により、町長に技術資料提出要請書に関する質問を行うことができる。
- 3 町長は、前項の質問があった場合は、別に定める期日まで書面により、回答しなければならない。

（指名、非指名及び技術評価点の決定）

第8条 町長は、技術的能力の審査を行い、指名、非指名について、審査会の審査に付して決定するものとする。なお、必要に応じ配置予定技術者のヒアリングを行うことができる。

- 2 町長は、技術評価点について、審査会の審査に付して決定するものとする。
ただし、第4条第2項の規定に該当する場合、学識経験者の意見を聴いた後、審査会の審査に付して決定するものとする。

（指名、非指名の通知）

第9条 町長は、前条の技術的能力の審査の結果、指名と決定された入札参加希望者には、指名を通知する。

- 2 町長は、非指名と決定された入札参加希望者には、指名しなかった旨及び指名しなかった理由（以下「非指名理由」という。）を通知する。

（落札者の決定方法等）

第10条 入札参加者は、技術資料及び入札価格をもって入札しなければならない。

- 2 町長は、次に掲げるすべての要件に該当する入札者のうち、総合評価の方法によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。
 - (1) 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。
 - (2) 評価値が、標準点を予定価格で除した数値を下回らないこと。
- 3 前項において、評価値が最も高い者が2者以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

（評価内容の担保）

第11条 第3条第1項に規定する簡易型において、技術資料に記載された内容を飯豊町建設工事請負契約約款（平成10年告示第50号）第1条に規定する設計図書（特記仕様書）に記載するものとし、工事完成後において、履行状況について検査を行うものとする。

- 2 受注者の責により、技術資料に記載した内容を達成できなかった場合は、工事成績評点を減点することとし、次の算式を標準とするが、これによりがたい場合は別途考慮することができる。

工事成績評定の減点

$$\text{減点値} = 8 \times (\alpha - \beta) / \alpha$$

α = 当初の加算点 (点)

β = 達成度合いに応じて再計算した加算点 (点)

- 3 技術資料に記載した内容に対する履行状況が、特に悪質と認められる場合には、飯豊町建設工事請負業者指名停止要綱(平成10年庁達第19号)第2条の規定により指名停止を行うものとする。

(入札結果等の公表)

第12条 町長は、落札者を決定した場合は、落札日の翌日に次の事項を公表するものとする。

- (1) 落札者の名称
- (2) 各入札参加者の入札価格、技術評価点及び評価値

(苦情申立て)

第13条 非指名の通知を受けた者は、別に定める期日まで書面により、町長に非指名理由の説明を求めることができる。

- 2 非落札者のうち、落札者決定結果に対し不服がある者は、入札結果等の公表を行った後、別に定める期日まで書面により、町長に非落札理由の説明を求めることができる。
- 3 町長は、前2項の説明を求められた場合は、別に定める期日まで書面により、回答をしなければならない。

(秘密の保持)

第14条 総合評価に関する評価結果を除き、この要綱に基づき入札参加希望者から提出された技術資料等は公表しないものとする。

(技術資料の作成費用)

第15条 技術資料の作成に要した一切の費用は、入札参加希望者の負担とする。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、総合評価落札方式の試行に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

附則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

別記 1

落札者決定基準

1 総合評価の方法

総合評価落札方式においては、次の方法によって求められた総合評価の最も高い者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるとき、著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で発注者の定める最低制限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者として行うことができるものとする。

- (1) 簡易Ⅰ型は、技術評価の「標準点」を100点とし、「加算点」の最高点を15点とする。
- (2) 簡易Ⅱ型は、技術評価の「標準点」を100点とし、「加算点」の最高点を10点とする。
- (3) 総合評価は、入札参加者の「標準点」と、上記によって得られる「加算点の合計」（技術評価点）を、当該入札者の入札価格で除して得た評価値をもって行う。

評価値＝技術評価点（標準点＋加算点）／入札価格（百万円）

※評価値は、小数点以下第3位まで表示（小数点以下第4位四捨五入）

※入札価格が調査基準価格未満の場合は調査基準価格とする

2 評価項目

- (1) 総合評価落札方式における評価項目は、別記2「評価基準（標準）」に示す必須項目の他に、必要に応じて個別の工事ごとに、任意項目を評価項目として選択することができるものとする。
- (2) 任意項目の選択にあたっては、工事における必要度・重要度に基づき、適切に設定するものとする。
- (3) 評価基準の内容にあたっては、個別の工事ごとに基準内容を適切に設定するものとする。
- (4) 別記2-1「評価基準（標準）」簡易型の評価にあたっては、次のとおり取り扱うものとする。

ア 「企業の施工実績」の「3 同種・類似工事の施工実績」及び「配置予定技術者の能力」の「5 同種・類似工事の主任（監理）技術者の施工経験」において、同種工事とは、設計規模7割程度以上で、類似工事とは、設計規模の5割程度以上とする。

イ 「配置予定技術者の能力」については、配置予定技術者を1人に特定できない場合は、複数の技術者を配置予定技術者として行うことができる。この場合、配置予定技術者の施工経験及び工事成績評価について提出を求める技術資料は、全ての配置予定技術者について提出するものとする。

ただし、配置予定技術者の施工経験及び工事成績評価の評価点は、最も低い評価点を受けたものをもって算定する。

ウ 「地域貢献」のボランティア活動については、飯豊町内での実績とし、当該年度を除く直前2年間に実施したものを対象とするものとする。

エ 「地域貢献」の「7 本町ボランティア活動の実績」については、道路や河川等の清掃、公共施設への植栽、交通安全などの企業活動で、活動の内容がわかる写真、新聞記事、感謝状、活動報告書、参加者名簿等により確認するものとする。

- (5) 別記2-2「評価基準（標準）」簡易Ⅱ型の評価にあたっては、前号と同様に取り扱うものとする。

3 失格とする場合の要件

次の各号のいずれかに該当するときは、失格とする。

- (1) 評価項目に対する技術資料の提出が無い場合。
- (2) 技術資料の施工計画で、設定した評価項目のうち1項目でも全く記載が無い場合。
- (3) 求めた評価項目と違う提案をした場合。
- (4) 必要に応じて設定した最低限の要求要件を満たさない提案をした場合。
- (5) 不誠実な行為又は虚偽の申告が明らかな場合。

評価基準（標準）

簡易Ⅰ型

評価項目・内容		評価基準	配点
施工計画	1 施工手順に係わる 技術的所見	・現場状況等を踏まえて工事の手順や工程が適切に設定されており、優れた工夫が見られる	4
		・工事手順や工程が適切であり、一般的な工夫が見られる	2
		・工事手順や工程が適切だが、工夫が見られない	0
	2 技術的課題に 係わる技術的所見 「〇〇に配慮すべき〇〇」	・課題への対応が現地条件を踏まえており適切であり、優れた工夫が見られる	4
		・課題への対応が現地条件を踏まえており適切であり、工夫が見られる	2
		・課題への対応が現地条件を踏まえており適切であるが、工夫が見られない	0
企業の 施工実績	3 同種・類似工事の施工実績 〇〇年以降の施工実績（※1）	・本町発注工事で同種工事の実績あり	1
		・本町発注工事で類似工事の実績あり	0.5
		・本町における同種、類似工事の実績なし	0
	4 〇〇年以降の工事成績 評定の平均点 （※2）	・本町発注工事で8.1点以上	2
・本町発注工事で7.6点以上8.1点未満		1	
・本町発注工事で7.6点未満		0	
配置予定 技術者の 能力	5 同種・類似工事の主任 （監理）技術者の施工経験 〇〇年以降の施工経験（※1）	・本町発注工事で同種工事の実績あり	1
		・本町発注工事で類似工事の実績あり	0.5
		・本町における同種、類似工事の実績なし	0
	6 主任（監理）技術者の〇〇年以 降の工事成績評定の平均点 （※2）	・本町発注工事で8.1点以上	2
		・本町発注工事で7.6点以上8.1点未満	1
・本町発注工事で7.6点未満		0	
地域貢献	7 本町ボランティア活動の実績	・過去2年間に実施したボランティア活動の実績あり	1
		・なし	0

※1 同種・類似工事の施工実績等は当該年度を含まない過去10年前の4月1日から技術資料提出日以前に完成、引き渡しが完了した工事のものとする。

※2 工事成績評定の平均点は当該年度を含まない過去2年前の4月1日から技術資料提出日以前に完成し、引き渡しが完了した工事のものとする。

評価基準（標準）

簡易II型

評価項目・内容		評価基準	配点
企業の施工実績	1 同種・類似工事の施工実績 〇〇年以降の施工実績（※1）	・本町発注工事で同種工事の実績あり	1
		・本町発注工事で類似工事の実績あり	0.5
		・本町における同種、類似工事の実績なし	0
	2 〇〇年以降の工事成績 評定の平均点 （※2）	・本町発注工事で8.1点以上	2
		・本町発注工事で7.6点以上8.1点未満	1
		・本町発注工事で7.6点未満	0
配置予定技術者の能力	3 同種・類似工事の主任 （監理）技術者の施工経験 〇〇年以降の施工経験（※1）	・本町発注工事で同種工事の実績あり	1
		・本町発注工事で類似工事の実績あり	0.5
		・本町における同種、類似工事の実績なし	0
	4 主任（監理）技術者の〇〇年以降の工事成績評定の平均点 （※2）	・本町発注工事で8.1点以上	2
		・本町発注工事で7.6点以上8.1点未満	1
		・本町発注工事で7.6点未満	0
5 主任技術者の保有する資格	・一級施工管理技士等の国家資格者又は国土交通大臣の認定を受けた者（建設大臣特別認定者）または技術士	1	
	・上記以外の資格	0	
地域貢献	6 防災協定に基づく活動（「災害時における飯豊町役場所管公共施設の災害応急対策業務に関する協定」）への参加の有無	・協定への参加あり	1
		・協定への参加なし	0
	7 飯豊町消防団協力事業所表示制度による協力事業所としての認定の有無	・認定あり	1
		・認定なし	0
	8 本町ボランティア活動の実績	・過去2年間に実施したボランティア活動の実績あり	1
		・なし	0

※1 同種・類似工事の施工実績等は当該年度を含まない過去10年前の4月1日から技術資料提出日以前に完成、引き渡し完了した工事のものとする。

※2 工事成績評定の平均点は当該年度を含まない過去2年前の4月1日から技術資料提出日以前に完成し、引き渡し完了した工事のものとする。

総合評価における施工上の技術的課題チェックシート

工事名：

項目	区分	チェック	施工上の技術的課題	備考
工事目的物の性能・機能	性能・機能		補償を要する工事で、工期の短縮が補償費の削減につながる。	
			施工数量により、設備の機能・性能が向上する。	
			材料の特別な品質管理が求められる。	コンクリート・アスファルト等
			施工にあたり、特別な施工管理が求められる。	
			土の締固め具合について管理を要する。	
			豪雨時等の土砂の流出対策を要する。	
			コンクリートの特別な品質管理、出来形管理が求められる。	
			重要構造物で、特にコンクリートの耐久性が求められる。	
			交通量の多い道路等で、走行性・低騒音が求められる。	道路舗装
			市街地を通る道路等で低騒音が求められる。	設備の騒音、振動
			舗装材の敷均し時の特別な温度管理が求められる。	
			鋼橋部材、鋼材の溶接について品質の確保を要する。	
			構造物の内部状況や自然状況に応じて、施工方法の変更等の臨機応変な対応が必要。	
社会的要請	近接施工		鉄道営業線があり、施工に配慮を要する。	
			架空線があり、施工に配慮を要する。	
			地下埋設物があり、施工に配慮を要する。	
			民家があり、施工に配慮を要する。	騒音、振動、粉塵
			病院・学校等の重要施設があり、施工に配慮を要する。	騒音、振動、粉塵
	現道環境		施工にあたり、交通規制が伴う。	
		施工にあたり、歩行者・自転車の安全対策に配慮を要する。		
	水質汚濁		水質汚濁防止の対策が必要。	
		地下水遮断の対策が必要。		
	振動・騒音		施工にあたり、騒音・振動対策が必要。	
	大気汚染		施工にあたり、大気汚染対策が必要。	
			施工にあたり、粉塵対策が必要。	
	臭気		施工にあたり、臭気対策が必要。	
	地盤沈下		施工にあたり、地盤沈下対策が必要。	
	揮発性有機化合物		施工にあたり、ホルムアルデヒド等の揮発性有機化合物の対策が必要。	
	環境		自然保護区域内や希少動植物への配慮が必要。	騒音、振動、粉塵、自然環境
	特別な安全対策		既存施設利用者の安全対策が必要。	
		円滑な工事車両の誘導が必要。		
省資源及びリサイクル		建設副産物の発生抑制対策が必要。		
		リサイクル製品の活用が必要。		
その他		()		

注) チェック欄について：施工上の技術的課題の該当の有無についてチェックする

■以上により次の入札方式とする。(該当に“○”を記入)

() チェックが有る場合。(施工上の技術的課題はあるが、特別な施工技術を要しない)

……総合評価落札方式(簡易Ⅰ型)による競争入札

() チェックが無い場合。(施工上の技術的課題が特にない)。

……総合評価落札方式(簡易Ⅱ型)による競争入札

提出様式

総合評価落札方式の分類ごとの提出様式は、以下のとおりとする。

☆ 簡易Ⅰ型

	様式名	摘要
技術資料	様式簡Ⅰ第1号	
施工手順	様式簡Ⅰ第2号	
技術的課題	様式簡Ⅰ第3号	
施工実績（工事成績）	様式第1号	
工事経験（工事成績）	様式第2号	
地域貢献活動（ボランティア）	様式第3号	

☆ 簡易Ⅱ型

	様式名	摘要
技術資料	様式簡Ⅱ第1号	
施工実績（工事成績）	様式第1号	
工事経験（工事成績）	様式第2号	
地域貢献活動（ボランティア）	様式第3号	
地域貢献活動（防災・消防団）	様式第4号	

技 術 資 料

平成 年 月 日

飯豊町町長 殿

請負者

住所又は所在地

氏名又は名称及び代表者氏名 印

連絡者
氏名
電話番号

工事名： 工事

当工事の技術資料について、以下の通り提出します。本技術資料が適正と認められた場合には、これにより施工します。

提出資料（別添）

- 1 施工計画に関する技術資料（様式簡 I 第 2 号）
 - ・工事の施工手順について
- 2 技術的課題に関する技術資料（様式簡 I 第 3 号）
 - ・〇〇対策について（入札公告の評価項目において指定された事項を記載する。）
- 3 企業に関する技術資料
 - ・同種又は類似工事の施工実績等（様式第 1 号）
- 4 配置予定技術者に関する技術資料
 - ・主任（監理）技術者の資格・施工経験等（様式第 2 号）
- 5 地域貢献に関する技術資料
 - ・ボランティア活動実績（様式第 3 号）

施工計画に関する技術資料
【 施工手順に係わる技術的所見 】

会社名： _____

項 目	具体的な施工手順
工事の施工手順 について	

(注) 必要に応じ説明図表を添付する (枚数はA4版で2枚以内)。

施工計画に関する技術資料
【 技術的課題に係わる技術的所見 】

会社名：_____

項 目	具体的な施工計画
〇〇対策について	

- (注) 1 入札公告の評価項目において指定された事項について作成すること。
2 必要に応じ説明図表を添付する (枚数はA 4版で2枚以内)。

技 術 資 料

平成 年 月 日

飯豊町町長 殿

請負者
住所又は所在地
氏名又は名称及び代表者氏名 印

（ 連絡者
氏 名
電話番号
）

工事名： 工事

当工事の技術資料について、以下のとおり提出します。なお、添付資料の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

提出資料（別添）

1 企業に関する技術資料

(1) 同種又は類似工事の施工実績等（様式第1号）

(2) 記載内容を証明する資料

①施工実績として記載した工事のCORINSの写し。（登録されていない場合は工事請負契約書の写し。）ただし、記載内容で同種・類似工事の施工実績が確認できない場合は、工事概要がわかる仕様書等の写しを添付すること。

②施工実績として記載した工事に係る工事成績評定通知書の写し。

2 配置予定技術者に関する技術資料

(1) 主任（監理）技術者の資格・施工経験等（様式第2号）

(2) 記載内容を証明する資料

①施工経験として記載した工事のCORINSの写し。（登録されていない場合は工事請負契約書の写し。）ただし、記載内容で同種・類似工事の施工実績が確認できない場合は、工事概要がわかる仕様書等の写しを添付すること。

②施工経験として記載した工事に係る工事成績評定通知書の写し

3 地域貢献に関する技術資料

(1) 防災協定に基づく活動（様式第4号）

1) 記載内容を証明する資料

①協定書の写し

(2) 消防団協力事業所としての認定（様式第4号）

1) 記載内容を証明する資料

①認定書の写し

(3) ボランティア活動実績（様式第3号）

1) 記載内容を証明する資料

①活動（実績）報告書等の写し。

同種又は類似工事の施工実績等

会社名：

同種・類似工事の条件	平成〇〇年4月1日から技術資料提出日までに、元請けとして完成・引渡しが完了した下記の要件を満たす同種又は類似工事の中から、代表的なものを1件記入すること。 (共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合のものに限る。)			
	同種工事：〇〇以上の〇〇工事であること。 類似工事：〇〇以上の〇〇工事であること。			
工事名称等	工事名称	〇〇〇工事 (CORINS登録番号)		
	発注機関名	〇〇〇		
	施工場所	〇〇町〇〇地内		
	契約金額	(全体の金額を記入する)		
	工期	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日		
	受注形態	単体 / 〇〇・〇〇JV (出資比率〇〇%)		
工事概要	構造・形式	・〇〇工事 〇〇m × 〇〇m		
	規模・寸法等			
	使用材料・数量			
	工事成績評定			
工事成績	工事件名	工期	CORINS番号	評定点
(過去2年間の工事成績評定点を記入すること。)				
		平均点		

(注意事項)

- 1 記載欄の明示は記入例である。
- 2 同種・類似工事の施工実績等については、記載する工事のCORINS（登録されていない場合は契約書（工事名、契約金額、工期、発注者、請負者の確認できる部分））の写しを提出すること。ただし、CORINS等の記載内容で同種・類似工事の施工実績等が不明な場合については、工事概要等がわかる仕様書等の写しを必ず添付すること。
- 3 同種・類似工事の施工実績について、当該工事に係る工事成績評定通知書の写しを添付すること。
- 4 工事成績については、平成〇〇年4月1日から技術資料提出日までに実施した本町発注の土木課・農林課工事の工事成績評定点を記載する。

主任（監理）技術者の資格・工事経験等

会社名：

配置予定技術者の 従事役職・氏名	〇〇技術者 〇〇 〇〇				
最終学歴	〇〇大学 〇〇工学科 〇〇年卒業				
法令による 資格・免許	(取得年、有効期限、登録番号及び登録会社)				
工事経験の条件	平成〇〇年4月1日から技術資料提出日までに、元請けとして完成・引渡しが完了した下記の要件を満たす同種又は類似工事の中から、代表的なものを1件記入すること。(共同企業体の構成員としての経験は、出資比率20%以上の場合のものに限る。) 同種工事：〇〇以上の〇〇工事であること。 類似工事：〇〇以上の〇〇工事であること。				
工事 経験 の 概 要	工事名称	〇〇〇工事 (CORINS登録番号)			
	発注機関名	〇〇〇			
	施工場所	〇〇町〇〇地内			
	契約金額	(全体の金額を記入する)			
	工期	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日			
	受注形態	単体 / 〇〇・〇〇JV (出資比率〇〇%)			
	従事役職	主任技術者・監理技術者			
	工 事 概 要	構造・形式	・〇〇工事 〇〇m×〇〇m		
		規格・寸法等			
		使用材材・数量			
工事成績評定					
工 事 成 績	工 事 件 名	工 期	CORINS番号	評定点	
(過去2年間の工事成績 評定点を記入すること。)					
	平均点				

(注意事項)

- 1 記載欄の明示は記入例である。
- 2 配置予定技術者の経験等については、記載する工事のCORINS（登録されていない場合は契約書（工事名、契約金額、工期、発注者、請負者の確認できる部分））の写しを提出すること。ただし、CORINS等の記載内容で配置予定技術者の経験等が不明な場合については工事概要等がわかる仕様書等の写しを必ず添付すること。
- 3 主任（監理）技術者の経験について、当該工事に係る工事成績評定通知書の写しを添付すること。
- 4 工事成績については、平成〇〇年4月1日から技術資料提出日までに主任技術者若しくは監理技術者として実施した本町発注の土木課・農林課工事の工事成績評定点を記載する。
- 5 複数の技術者を記載する場合は、本様式を複写し作成すること。

地域貢献活動の実績調書

会社名			
ボランティアの 活動内容	当該年度を除く直前2年間に実施した下記項目について記載する。 ①道路や河川等の清掃 ②公共施設への植栽 ③交通安全のサポート ④その他		
第 一 回	活 動 内 容		
	活 動 場 所	飯豊町〇〇地内 (なお、位置図も添付のこと)	
	活 動 日	平成〇〇年〇〇月〇〇日から 平成〇〇年〇〇月〇〇日まで 延べ 〇〇 日	
	活 動 人 数	延べ 〇〇 人	
	備 考		
上記以外にも活動実績がある場合に記載する。			
第 二 回	活 動 内 容		
	活 動 場 所	飯豊町〇〇地内 (なお、位置図も添付のこと)	
	活 動 日	平成〇〇年〇〇月〇〇日から 平成〇〇年〇〇月〇〇日まで 延べ 〇〇 日	
	活 動 人 数	延べ 〇〇 人	
	備 考		
第 三 回	活 動 内 容		
	活 動 場 所	飯豊町〇〇地内 (なお、位置図も添付のこと)	
	活 動 日	平成〇〇年〇〇月〇〇日から 平成〇〇年〇〇月〇〇日まで 延べ 〇〇 日	
	活 動 人 数	延べ 〇〇 人	
	備 考		

(注意事項)

- 1 ボランティア活動は、飯豊町内での実績とする。
- 2 活動内容がわかる写真、新聞記事、感謝状、活動報告書、参加者名簿等を添付する。
- 3 活動の実績がない場合は、斜線を記入すること。

地域貢献活動の実績調書

会社名	
-----	--

1	飯豊町との防災協定に基づく活動への参加の有無	(どちらかに○を) 有 無 (有の場合は、協定年月日を記入)
2	飯豊町消防団協力事業所としての認定の有無	(どちらかに○を) 有 無 (有の場合は、認定番号を記入)

(注) 記載内容を証明する資料を添付すること。

4. 上山市

(一般競争入札，簡易Ⅰ型・簡易Ⅱ型)

上山市総合評価一般競争入札試行実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市が発注する建設工事の請負契約において実施する地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の10の2第1項に規定する価格その他の条件が最も有利なものをもって申込みをした者を落札者とする方式（以下「総合評価落札方式」という。）による一般競争入札（以下「総合評価一般競争入札」という。）の試行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 総合評価一般競争入札の対象となる工事（以下「対象工事」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとし、上山市工事指名競争入札参加者審査委員会規程（平成6年訓令第12号）第1条に規定する審査会（以下「審査会」という。）の議を経て決定した工事とする。

- (1) 入札者の施工計画、施工能力、配置予定技術者の能力、地域性等と入札価格を総合的に評価することが妥当と認められる工事
- (2) 前号のうち、施工計画を除き入札者の施工能力、配置予定技術者の能力、地域性等と入札価格を総合的に評価することが妥当と認められる工事
- (3) 前2号に掲げるもののほか、総合評価落札方式に適合すると認められる工事（評価の方式等）

第3条 総合評価一般競争入札における評価は、簡易Ⅰ型又は簡易Ⅱ型の方式により行うものとし、その評価の項目、基準等については、それぞれ別表のとおりとする。

2 対象工事のうち、前条第1号の工事については簡易Ⅰ型、同条第2号の工事については簡易Ⅱ型、同条第3号の工事については簡易Ⅰ型又は簡易Ⅱ型の方式により評価を行うものとする。

(入札手続)

第4条 総合評価一般競争入札を行おうとする場合の手続については、この要綱に定めるところによるものとし、この要綱に定めのない事項については、上山市条件付き一般競争入札試行実施要綱による取扱いの例によるものとする。

(学識経験者からの意見聴取)

第5条 市長は、施行令第167条の10の2第4項の規定により、次の各号に掲げる場合においては、それぞれ当該各号に定める事項について、あらかじめ2人以上の学識経験者（当該事項に関し学識経験を有する者をいう。以下同じ。）の意見を聴かなければならない。

- (1) 総合評価一般競争入札を行おうとする場合、総合評価一般競争入札を行うことの適否
- (2) 落札者決定基準（施行令第167条の10の2第3項に規定する落札者決定基準をいう。以下同じ。）を定めようとする場合、当該落札者決定基準を定めるにあたり留意すべき事項

- (3) 総合評価一般競争入札において落札者を決定しようとする場合、予定価格の制限の範囲内の価格をもって行われた申込みのうち、価格その他の条件が本市にとって最も有利なものの決定

(落札者決定基準等の決定)

第6条 市長は、前条の規定により同条各号に規定する事項について学識経験者から意見を聴いたときは、審査会の議を経て、当該事項を決定するものとする。

(入札の公告)

第7条 市長は、総合評価一般競争入札を行おうとするときは、施行令第167条の6に規定するもののほか、次に掲げる事項について公告するものとする。

- (1) 対象工事であること。
- (2) 総合評価に係る技術資料を提出する必要があること。
- (3) 落札者決定基準
- (4) その他市長が必要と認めること。

(技術資料の提出等)

第8条 総合評価一般競争入札に参加しようとする者(以下「入札参加希望者」という。)は、次に掲げる書類を市長が別に定める日までに市長に提出するものとする。

- (1) 簡易Ⅰ型に係る対象工事にあつては、次の書類

ア 一般競争入札参加資格確認申請書(別記様式第1号)

イ 技術資料(別記様式第2号)

ウ 施工計画に関する技術資料(施工手順)(別記様式第3号)(評価項目で指定された場合のみ)

エ 施工計画に関する技術資料(施工上配慮すべき事項に対する技術的所見)(別記様式第4号)(評価項目で指定された場合のみ)

オ 企業の能力に関する資料(同種又は類似工事の施工実績調書(別記様式第5号))

カ 技術者の能力に関する資料(主任(監理)技術者の資格・工事経験書)(別記様式第6号)

キ 地域貢献度に関する資料(県との協定等または市との防災協定に基づく活動、消防団協力事業所としての認定及びボランティア活動実績)(別記様式第7号)

- (2) 簡易Ⅱ型に係る対象工事にあつては、次の書類

ア 一般競争入札参加資格確認申請書(別記様式第1号)

イ 技術資料(別記様式第2号)

ウ 企業の能力に関する資料(同種又は類似工事の施工実績調書(別記様式第5号))

エ 技術者の能力に関する資料(主任(監理)技術者の資格・工事経験書)(別記様式第6号)

オ 地域貢献度に関する資料(県との協定等または市との防災協定に基づく活動、

消防団協力事業所としての認定及びボランティア活動実績）（別記様式第7号）

（入札参加資格の審査及び決定）

第9条 市長は、入札参加希望者から前条に規定する書類の提出があったときは、当該書類について審査のうえ、審査会の議を経て、当該入札参加希望者の入札参加資格の有無を決定するものとする。この場合において、市長は、当該入札参加希望者に対し、必要に応じて当該書類について意見等を求めることができる。

2 市長は、前項の規定により入札参加希望者の入札参加資格の有無を決定したときは、入札参加資格確認通知書（別記様式第8号）により当該入札参加希望者に通知するものとする。

3 前項の規定により入札参加資格がない旨の通知を受けた者は、市長が別に定める日までに、市長に対し、その理由について説明を求めることができる。

（評価の方法）

第10条 総合評価一般競争入札における評価は、第8条の規定により提出された技術資料と入札価格を基に、除算方式により得られた数値（以下「評価値」という。）を求めることにより行うものとする。

2 評価値は、次の算式により算出した値（その値に小数点以下第4位未満の端数が生じたときは、その端数を四捨五入した値）とする。

$$\text{評価値} = \text{技術評価点（標準点十加算点）} / \text{入札価格} \times 1,000,000$$

3 技術評価点は、学識経験者の意見を聴いたうえで、審査会の議を経て決定するものとする。

（落札者の決定）

第11条 市長は、入札価格が予定価格の制限の範囲内である入札参加者のうち、評価値の最も高い者を落札者として決定する。

2 前項の場合において、評価値の最も高い者が2者以上あるときは、当該者のくじ引きにより落札者を決定するものとする。

（入札結果等の公表）

第12条 市長は、落札者を決定したときは、速やかに次の事項を公表するものとする。

（1） 落札者の名称

（2） 各入札参加者の入札価格、技術評価点及び評価値

（評価内容の担保）

第13条 簡易I型の方式による総合評価一般競争入札において提出された技術資料に記載された内容については、上山市建設工事請負契約約款第1条に規定する設計図書（特記仕様書）に記載するものとする。

2 市長は、落札者の責めにより技術資料に記載された内容を履行できなかった場合においては、審査会の議を経て、当該落札者の工事成績評点を減点するものとする。この場合における技術資料の履行状況の確認は、監督員が技術資料履行確認書（別記様式第9号）により行うものとする。

- 3 前項の規定による減点値は、次の算式により算出した値（その値に小数点以下第1位未満の端数が生じたときは、その端数を四捨五入した値）とする。ただし、これによりがたい場合は、別途考慮することができる。

$$\text{減点値} = 8 \times (\alpha - \beta) / \alpha$$

α : 当初の加算点（点）

β : 達成度合いに応じて再計算した加算点（点）

（秘密の保持）

- 第14条 この要綱に基づき入札参加希望者から提出された技術資料等の書類の内容については、公表しないものとする。

（技術資料等の作成費用）

- 第15条 この要綱に基づき入札参加希望者が提出する技術資料等の書類の作成に要する一切の費用は、当該入札参加希望者の負担とする。

（その他）

- 第16条 この要綱に定めるもののほか、総合評価一般競争入札の試行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

「評価基準及び配点表」

【簡易I型】

対象評価	評価項目	評価基準		加算点配点例	
				配点	配分
施工計画	①施工手順の妥当性	・適切であり、工夫が見られる。		7	4
		・適切であるが、工夫が見られない。			0
		・不適切である。			欠格
企業の能力	②指定した課題への対応の適切性 ・与条件との整合性 ・理解度 ・対応方針の裏付け等	・現地の環境条件を踏まえて適切であり、工夫が見られる。		3	3
		・適切であるが、工夫が見られない。			0
		・不適切である。			欠格
技術者の能力	③過去10年間の同種・類似工事の施工実績の有無	・同種工事の実績あり		3	1
		・類似工事の実績あり			0.5
		・実績なし			0
地域貢献等	④過去2年間における本市発注工事に係る工事成績評定の平均点	・7.8点以上		2	2
		・7.3点以上7.8点未満			1
		・7.3点未満			0
地域貢献等	⑤過去10年間の主任(監理)技術者の施工経験の有無	・同種工事の実績あり		3	1
		・類似工事の実績あり			0.5
		・実績なし			0
地域貢献等	⑥過去2年間において主任(監理)技術者として係わった本市発注工事に係る工事成績評定の平均点	・7.8点以上		2	2
		・7.3点以上7.8点未満			1
		・7.3点未満			0
地域貢献等	⑦山形県等との協定等に基づく活動 ・山形県マイロードサポート事業の実績 ・山形県ふるさとの川アダプト事業の実績 ・山形県ふるさとの川アダプト事業の河川管理アシスト企業の実績 ・その他、総合支庁建設部独自又は他部局との連携により実施しているボランティア活動の実績 ・防災協定の有無	左記の内該当項目数	4以上	2	2
			2～3		1
			0～1		0
⑧上山市との協定等に基づく活動 ・防災協定の有無 ・消防団協力事業所認定の有無		左記の内該当項目数	0～1	2	1
⑨その他の活動 ・ボランティア活動の実績 ・観光イベント等参加の実績					
最 高 点 合 計				15	

備考 評価項目の②の課題は、入札公告時に行う。

2 技術評価点における標準点及び加算点については、技術資料が適正と判断される場合の標準点を100点とし、技術資料の内容に応じて与える加算点は最大15点とする。

なお、表中においては評価項目を9項目と設定した場合の配点例を示しているが、これによりがたい場合は別途考慮することができる。

3 加算点の配分については、表中に規定するほか、中間値を設定することができるものとする。

4 評価項目において設計図書の内容を満たさない場合には、不適切とする。

5 欠格と判断された評価項目がある場合には、他の項目の評価等にかかわらず、入札参加資格がないものとする。

【簡易Ⅱ型】

対象評価	評価項目	評価基準		加算点配点例												
				配点	配分											
企業の能力	③過去10年間の同種・類似工事の施工実績の有無	・同種工事の実績あり		4	2											
		・類似工事の実績あり			1											
		・実績なし			0											
	④過去2年間における本市発注工事に係る工事成績評定の平均点	・78点以上			2											
		・73点以上78点未満			1											
		・73点未満			0											
技術者の能力	⑤過去10年間の主任（監理）技術者の施工経験の有無	・同種工事の実績あり		4	2											
		・類似工事の実績あり			1											
		・実績なし			0											
	⑥過去2年間において主任（監理）技術者として係わった本市発注工事に係る工事成績評定の平均点	・78点以上			2											
		・73点以上78点未満			1											
		・73点未満			0											
地域貢献等	⑦山形県等との協定等に基づく活動 ・山形県マイロードサポート事業の実績 ・山形県ふるさとの川アダプト事業の実績 ・山形県ふるさとの川アダプト事業の河川管理アシスト企業の実績 ・その他、総合支庁建設部独自又は他部局との連携により実施しているボランティア活動の実績 ・防災協定の有無	左記の内該項目数	4以上	2	2											
			2～3		1											
			0～1		0											
	⑧上山市との協定等に基づく活動 ・防災協定の有無 ・消防団協力事業所認定の有無		左記の内該項目数		2	2	1									
								⑨その他の活動 ・ボランティア活動の実績 ・観光イベント等参加の実績	0							
										⑧上山市との協定等に基づく活動 ・防災協定の有無 ・消防団協力事業所認定の有無	2	1				
	⑨その他の活動 ・ボランティア活動の実績 ・観光イベント等参加の実績												0			
								⑧上山市との協定等に基づく活動 ・防災協定の有無 ・消防団協力事業所認定の有無						2	1	
										⑨その他の活動 ・ボランティア活動の実績 ・観光イベント等参加の実績						0
最 高 点 合 計				10												

備考 技術評価点における標準点及び加算点については、技術資料が適正と判断される場合の標準点を100点とし、技術資料の内容に応じて与える加算点は最大10点とする。

なお、加算点の配分については、表中に規定するものを標準とするが、これによりがたい場合は別途考慮することができる。

一般競争入札参加資格確認申請書

年 月 日

（あて先） 上山市長 様

住 所

商号又は名称

代表者氏名

印

年 月 日付けで入札公告のありました下記の工事に係る一般競争入札に参加
したいので、一般競争入札参加資格確認資料を添えて申請いたします。

なお、成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ないものでないこと並びに添付
資料の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 公告年月日 年 月 日
- 2 対象工事
- 3 施工場所
- 4 添付書類 別紙のとおり

様式第2号
(簡易I型)

技 術 資 料

平成 年 月 日

上山市長 様

請負者
住所又は所在地
氏名又は名称及び代表者氏名 印

連絡者
氏名
電話番号

工事名： 工事

当工事の技術資料について、以下の通り提出します。本技術資料が適正と認められた場合には、これにより施工します。

提出資料 (別添)

- 1 施工計画に関する技術資料 (様式第2号)
 - ・工事の施工手順について
- 2 施工計画に関する技術資料 (様式第3号)、(様式第4号)
 - ・〇〇対策について (入札公告の評価項目において指定された事項を記載する。)
- 3 企業に関する技術資料
 - (1) 同種又は類似工事の施工実績 (様式第5号)
 - (2) 記載内容を証明する資料
 - ①施工実績として記載した工事のCORINSの写し。(登録されていない場合は工事請負契約書の写し。)ただし、記載内容で同種・類似工事の施工実績が確認できない場合は、工事概要がわかる仕様書等の写しを添付すること。
 - ②施工実績として記載した工事に係る工事成績評定通知書の写し。
- 4 配置予定技術者に関する技術資料
 - (1) 主任(監理)技術者の資格・工事経験 (様式第6号)
 - (2) 記載内容を証明する資料
 - ①施工経験として記載した工事のCORINSの写し。(登録されていない場合は工事請負契約書及び主任(監理)技術者指定通知書の写し。)ただし、記載内容で同種・類似工事の施工実績が確認できない場合は、工事概要がわかる仕様書等の写しを添付すること。
 - ②施工実績として記載した工事に係る工事成績評定通知書の写し。
- 5 地域貢献に関する技術資料
 - (1) 地域貢献活動実績 (様式第7号)
 - (2) 記載内容を証明する資料
 - ①活動(実績)報告書の写し。

(注1) 1及び2については、各項目について評価項目に設定された場合に提出する。

様式第2号
(簡易Ⅱ型)

技 術 資 料

平成 年 月 日

上山市長 様

請負者
住所又は所在地
氏名又は名称及び代表者氏名 印

連絡者
氏名
電話番号

工事名： 工事

当工事の技術資料について、以下のとおり提出します。なお、添付資料の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

提出資料（別添）

1 企業に関する技術資料

- (1) 同種又は類似工事の施工実績（様式第5号）
- (2) 記載内容を証明する資料

①施工実績として記載した工事のCORINSの写し。（登録されていない場合は工事請負契約書の写し。）ただし、記載内容で同種・類似工事の施工実績が確認できない場合は、工事概要がわかる仕様書等の写しを添付すること。

②施工実績として記載した工事に係る工事成績評定通知書の写し。

2 配置予定技術者に関する技術資料

- (1) 主任（監理）技術者の資格・工事経験（様式第6号）
- (2) 記載内容を証明する資料

①施工経験として記載した工事のCORINSの写し。（登録されていない場合は工事請負契約書及び主任（監理）技術者指定通知書の写し。）ただし、記載内容で同種・類似工事の施工実績が確認できない場合は、工事概要がわかる仕様書等の写しを添付すること。

②施工実績として記載した工事に係る工事成績評定通知書の写し。

3 地域貢献に関する技術資料

- (1) 地域貢献活動実績（様式第7号）
- (2) 記載内容を証明する資料

①活動（実績）報告書の写し。

施工計画に関する技術資料
【 施 工 手 順 】

会社名：

項 目	具体的な施工手順
工事の施工手順 について	

(注) 必要に応じ説明図表を添付する (枚数はA4版で2枚以内)。

施工計画に関する技術資料
【 施工上配慮すべき事項に対する技術的所見 】

会社名：

項目	具体的な施工計画
〇〇対策について	

- (注) 1 入札公告の評価項目において指定された事項について作成すること。
2 必要に応じ説明図表を添付する (枚数はA4版で2枚以内)。

同種又は類似工事の施工実績等

1. 施工実績

会社名：_____

同種・類似工事の条件		平成〇年〇月〇日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した下記の要件を満たす同種又は類似工事の中から、代表的なものを1件記載する。 (共同企業体の構成員としての実績は、出資比率 20%以上のものに限る。) 同種工事：〇〇以上の〇〇工事であること。 類似工事：〇〇以上の〇〇工事であること。
工事名称等	工事名称	〇〇工事 (CORINS 登録番号)
	発注機関名	
	施工場所	
	契約金額	
	工期	
	受注形態	単体 / 〇〇JV (出資比率〇%)
工事概要	構造・形式	
	規模・寸法	
	使用材料・数量	
	工事成績評定	

2. 工事成績

工事成績	過去2年間の工事成績評定点を記入すること。(平成〇年度及び平成〇年度内に完成・引渡し完了したすべての工事のうち上山市課が取り扱った工事)			
	工 事 件 名	工 期	CORINS 番号	評価点
	平均点			〇〇点

(注) 上記1及び2の記載内容を証明する資料を添付すること。

主任（監理）技術者の資格・工事経験等

1. 工事経験

会社名：_____

配置予定技術者の従事役職・氏名		〇〇技術者 〇〇 〇〇
法令による資格・免許		
工事経験の条件		
工事経験の概要	工事名称	〇〇工事（CORINS 登録番号）
	発注機関名	
	施工場所	
	契約金額	
	所属会社名	
	工期	平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日
	受注形態	単体 / 〇〇JV（出資比率〇%）
	従事役職	主任技術者、監理技術者
工事概要	構造・形式	
	規模・寸法	
	使用材料・数量	
	設計条件	
	工事成績評定	

2. 工事成績

工事成績	過去2年間に主任（監理）技術者として従事した工事の成績評定点を記入すること。（平成〇年度及び平成〇年度内に完成・引渡し完了したすべての工事のうち上山市 課が取り扱った工事）			
	工 事 件 名	工 期	CORINS 番号	評価点
	平均点			〇〇点

（注） 上記1及び2の記載内容を証明する資料を添付すること。

地域貢献活動実績

会社名： _____

地域貢献活動条件	平成〇〇年〇〇月〇〇日以降に実施した下記項目について記載する。[上山市内の活動に限る]	
	I. 山形県等との協定等に基づく活動 ①山形県マイロードサポート事業の実績 ②山形県ふるさとの川アダプト事業の実績 ③山形県ふるさとの川アダプト事業における河川管理アシスト企業の実績 ④総合支庁建設部独自又は他部局との連携により実施しているボランティア活動の実績 ⑤防災協定「山形県土木部所管の河川・道路・住宅等の災害応急対策に関する協定」の有無 ⑥防災協定「日本水道協会山形県支部と災害時等における水道施設復旧応援に関する協定」の有無	
	II. 上山市との協定等に基づく活動 ①防災協定「災害時における応急対策業務に関する協定」の有無 ②防災協定「水道施設の災害に伴う応援協定」の有無 ③消防団協力事業所認定の有無	
	III. その他の活動 ①ボランティア活動の実績 ②観光イベント等参加の実績	
	第一回	活動内容
	活動場所	一般県道〇〇線、一級河川〇〇川、上山市〇〇〇町内 (〇〇地区)
	活動年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日 ～ 平成〇〇年〇〇月〇〇日
	活動人数	延べ 〇〇 人
	備考	

上記以外にも活動実績がある場合に記入する。		
第二回	活動内容	
	活動場所	一般県道〇〇線、一級河川〇〇川、上山市〇〇〇町内 (〇〇地区)
	活動年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日 ～ 平成〇〇年〇〇月〇〇日
	活動人数	延べ 〇〇 人
	備考	
第三回	活動内容	
	活動場所	一般県道〇〇線、一級河川〇〇川、上山市〇〇〇町内 (〇〇地区)
	活動年月日	平成〇〇年〇〇月〇〇日 ～ 平成〇〇年〇〇月〇〇日
	活動人数	延べ 〇〇 人
	備考	

- (注) 1) 河川管理アシスト企業としての活動の場合は、アシストする登録団体名のほか、アシスト登録企業名を備考欄に注記すること。
 2) 活動内容がわかる写真、新聞記事、活動(実施)報告書(上記内容がわかる部分のみで可)、参加者名簿等を添付すること。
 3) 消防団協力事業所としての認定がある場合は、認定年月日・番号を記入のこと。

平成 年 月 日

商号又は名称

代表者役職氏名

様

上山市長 氏 名



入札参加資格審査結果通知書

先に申請のあった下記調達案件に係わる競争参加資格の審査結果について通知します。

記

1. 公告日 平成 年 月 日

2. 件名

3. 契約方法

4. 入札参加資格について

審査結果

理由

5. その他

(1) 審査結果について、ご不明な点は契約担当課までお問い合わせ下さい。

(2) 入札に参加する際は、入札に先だち本通知書又は写しを受付に提示して下さい。

契約担当課

様式第9号(第13条関係)

技術資料履行確認書

工事名：

工事

提 案 項 目	提 案 内 容
確 認 項 目	確 認 状 況

確認結果：

年 月 日

監督員

印

総合評価における施工上の技術的課題チェックシート

工事名：

チェック欄：施工上の技術的課題の該当の有無。

項目	区分	チェック欄	施工上の技術的課題
工事目的物の性能・機能	性能・機能		補償を要する工事で、工期の短縮が補償費の削減につながる。
			施工数量により、設備の機能・性能が向上する。
			材料の特別な品質管理が求められる。
			施工にあたり、特別な施工管理が求められる。
			土の締固め具合について管理を要する。
			豪雨時等の土砂の流出対策を要する。
			コンクリートの特別な品質管理、出来形管理が求められる。
			重要構造物で、特にコンクリートの耐久性が求められる。
			交通量の多い道路等で、走行性・低騒音が求められる。
			市街地を通る道路等で低騒音が求められる。
			舗装材の敷均し時の特別な温度管理が求められる。
			鋼橋部材、鋼材の溶接について品質の確保を要する。
			構造物の内部状況や自然状況に応じて、施工方法の変更等の臨機応変な対応が必要。
			その他 ()
社会的要請	近接施工		鉄道営業線があり、施工に配慮を要する。
			架空線があり、施工に配慮を要する。
			地下埋設物があり、施工に配慮を要する。
			民家があり、施工に配慮を要する。
			病院・学校等の重要施設があり、施工に配慮を要する。
	現道環境		施工にあたり、交通規制が伴う。
			施工にあたり、歩行者・自転車の安全対策に配慮を要する。
	水質汚濁		水質汚濁防止の対策が必要。
			地下水遮断の対策が必要。
	振動・騒音		施工にあたり、騒音・振動対策が必要。
	大気汚染		施工にあたり、大気汚染対策が必要。
			施工にあたり、粉塵対策が必要。
	臭気		施工にあたり、臭気対策が必要。
	地盤沈下		施工にあたり、地盤沈下対策が必要。
	揮発性有機化合物		施工にあたり、ホルムアルデヒド等の揮発性有機化合物の対策が必要。
	環境		自然保護区域内や希少動植物への配慮が必要。
その他		()	

注) 施工上の技術的課題の該当の有無についてのチェック欄より、下記の入札方式とする。

(該当に“○”を記入)

() チェックがある。(施工上の技術的課題があるが、特別な施工技術を要しない)
 ……総合評価落札方式(簡易Ⅰ型)による一般競争入札

() チェックがない。(施工上の技術的課題が特にない)。
 ……総合評価落札方式(簡易Ⅱ型)による一般競争入札

提出様式等

総合評価落札方式の分類ごとの提出様式は、以下のとおりとする。

簡易Ⅰ型

区 分	様 式 名	摘 要
技術資料	様式第2号	必須
施工手順	様式第3号	評価項目に設定した場合
施工計画	様式第4号	評価項目に設定した場合
施工実績（工事成績）	様式第5号	必須
工事経験（工事成績）	様式第6号	必須
地域貢献活動	様式第7号	必須

簡易Ⅱ型

区 分	様 式 名	摘 要
技術資料	様式第2号	必須
施工実績（工事成績）	様式第5号	必須
工事経験（工事成績）	様式第6号	必須
地域貢献活動	様式第7号	必須

入札結果

施行番号

- 1 所属年度
- 2 工事名
- 3 工事場所
- 4 入札執行者
- 6 入札年月日
- 8 低入札調査基準価格

(印)	(印)	5 立会者	(印)
上山市		7 予定価格(税抜き)	円
平成 年 月 日 午前・午後 時 分		9 基準評価値(標準点/予定価格×1百万円)	

第 番号	回 入札者	標準点	加算点						標準点 +加算 点 (A)	入札価格 (B) 円	予定価格 ≥ 入札価格	入札価格 ≥ 調査基準価格 × 1 百万	評価値 (A) / (B)	評価値 ≥ 基準評価値	順位	備考		
			施工計画		企業の能力		技術者の能力										地域貢献 等	加算点 計
			施工手順 指定課題	施工実績	施工実績	施工実績	施工実績	工事成績										
1																		
2																		
3																		
4																		
5																		
6																		
7																		
8																		
9																		
10																		
11																		
12																		
13																		
14																		

10 落札金額は、上記の金額に1.05を乗じて得た金額とする (円未満切捨て)。

入札結果

施行番号

1 所属年度

2 工事名

3 工事場所

4 入札執行者

6 入札年月日

8 低入札調査基準価格

上山市

(印)

平成 年 月 日 午前・午後 時 分

円

5 立会者

(印)

7 予定価格(税抜き)

円

9 基準評価値(標準点/予定価格×1百万円)

第 番号	回 入札者	標準点	加算点				標準点 + 加算 点 (A)	入札価格 (B) 円	予定価格 ≥ 入札価格	入札価格 ≥ 調査基準価格	評価値 (A)/(B) × 1 百万	評価値 ≥ 基準評価値	順位	考 備		
			企業の能力		技術者の能力										地域貢 献等	加算点 計
			施工実績 工事成績	施工実績 工事成績	施工実績 工事成績	施工実績 工事成績										
1																
2																
3																
4																
5																
6																
7																
8																
9																
10																
11																
12																
13																
14																

10 落札金額は、上記の金額に1.05を乗じて得た金額とする(円未満切捨て)。

問い合わせ先

山形県県土整備部建設企画課 TEL 023-630-2652 FAX 023-630-2632
〒990-8570 山形県山形市松波二丁目8番1号

(財)山形県建設技術センター TEL 023-631-1141 FAX 023-626-1422
〒990-0041 山形県山形市緑町一丁目9番30号 緑町会館(2F)